

松平樂翁公著

原本八十五卷 (精巧木版及石版摺)

縮寫集古十種

全十卷

定價本金拾五圓
同上特別製桐箱入
改良雁皮紙摺八圓
拾貳圓

郵稅各六十錢

卷第一 鄭岡良弼君圖解 樂器之部 全一冊

卷第二 川崎千虎・關保之助君圖解 定價本金二圓

甲 胄之部

全一冊 送料小包十錢

乙 马具弓矢之部

全一冊 送料小包十五錢

丙 鐃旗之部

全一冊 送料小包二十錢

丁 刀劍之部

全一冊 送料小包三十錢

戊 鏟之部

全一冊 送料小包四十錢

己 扇額之部

全一冊 送料小包五十錢

庚 鐘銘碑銘之部

全一冊 送料小包六十錢

辛 真蹟之部

全一冊 送料小包七十錢

壬 印章類・古畫肖像之部

全一冊 送料小包八十錢

發行所 東京神田東陽堂支店

本書は寛政の賢宰松平越中守定信公の著述にして絶代の寶鑑たるは世の普く知る所なり原本は浩瀚にして且大冊なれば携帶に便ならざる憾なしとせず因て松平家より認許を得て之を縮寫し精巧美鮮なる木版若くは石版摺と爲し今回其の完成を告げたり縮寫並に印刷は弊堂多年刻苦せしものなれば他に類例なき善本なりとす況や之に附するに詳細なる圖解を以てしたるをや美術歴史並に好古家は宜しく一本を備て帳中の珍と爲すべし

臨時
増刊
風俗畫報
小岩川區之部
第三百五十六號

明治四十年
一月廿五日

東陽堂發行

書面行商明治五年三月廿日第一種御用物可風俗畫報第三百六十六號

新撰東京名所圖會

諸界

日暮の景



新撰東京名所圖會第四十七編

○先哲墳墓地

大塚坂下町御廄即ち豊島岡御陵東畔の地に。幕府の儒員室鳩巣先生以下の墳墓地あり。俗間には此處を私かに「儒者捨場」と唱へ居れり。古賀家の墳墓地を除くの外。子孫の香花を供し展掃の禮を修る者なしと見えて。甚だ荒蕪し。芒叢生茂り。僅當町の位置及び名稱の起因等は。己に前編に詳述したれば。本編に於ては豊島岡御陵より起筆すべし。

○豊島岡御陵

豊島岡御陵は大塚坂下町十五番地に在り。もと護國寺の境内にて權現山と稱せし丘陵なり。大樹鬱蒼として四隅を擁し。溝渠東西を繞り。別に一境を成す。御陵の門は南面し。御祭典等を行はるゝ時のみ之を開き。平素は鎖せり。

諸陵寮藏版の陵墓一覽に。此地に葬り奉りし皇子皇女の御名を列記すること左の如し。

稚瑞照彦尊

三品敬仁親王

猷仁親王

輝仁親王

以上皇子

稚高依姫尊

三品薰子内親王

詔子内親王

章子内親王

靜子内親王

又皇族には有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王をもてゝに葬れり。

○鳩巣室先生之墓
正面に此數字を刻み。三面に左の銘文あり。

嗚呼鳩巣先生之嗣諱洪謨字公彥。後先生六年病歿。從葬先生之墓側。君克遵先生之遺業。無失德而爲人淳質簡直是宜壽也。而年止二十四。娶太田氏生男直恆。天之所祚其在於是耶。以寶永丙戌十月廿四日生于賀府。元文己未十月廿二日卒于江府。君強記過人。所讀書莫不成誦。汲々以終其身。而無假之年。所就止於此。

悲也夫。

○室孔彰妻故太田氏墓

正面此數字を彫り。三面に銘あり。左の如し。

故鳩巣室先生嗣子孔彰君之配太田氏。考醫官卜浣翁。世仕公朝。妣淺井氏。寶永庚寅十一月生。元文丙辰十二月十一日病卒。于室氏私第。享年二十七。其歸室氏。逮事先生。及先生歿。奉姑大孺人。婦道甚修。育三男。尙幼。素有至性。立心貞淑。故大孺人亦愛之。其卒也深惜之。令孔彰。使其門人河口光遠記其墓云。

墓域内には以上の四碑現在せり。子孫の墳墓は溪照山光岳寺にあるよし。小石川志料に見えたり。

柴野氏の墳墓

○征夷府故伴讀栗山柴先生之墓

長凡七尺五寸、幅一尺二寸、臺石上横一尺八寸、下同二尺八寸。墓誌は文化十年白河文學廣瀬政典の記する所なり。

先生姓柴諱邦彦。讀人以其生於栗山下。號曰栗山先生。祖考以上數世不顯。潛在民間。至先生發揮名聲。

施入之耳目。然先生致之非以官達而乃以學術也。先生孝友博愛。文章筆札推賞於天下。以爲宗師。自少壯

善病。清瘦羸然身如不勝衣。而進退取與。唯視其義如何。果斷勇決無所顧慮。蓋學識之確精悍之氣然也。先生

釋褐於阿波。既而膺幕辟爲待問儒員。遷西城伴讀。其當仕忠益雖非世所得而聞。有識者咸謂稱其職矣。但

其待物太廣。容人亦多。故人各以己所見視先生。宜矣。知先生之有深者。有淺者也。先生享年七十二。以文

化四年十二月一日葬江戸城北大塚村柴氏塋域。夫人藤田氏。無子先卒。養貞穀二子爲嗣。一日允升。仕阿波。

○先考忠堂岡田府君之墓

嘉永五年歲在癸丑七月十六日卒。男岡田兼次敬立と刻せり。

○故官士灝叟岡田府君之墓

天保九年歲在戊戌二月十九日卒。繼室一枝敬立と鏽す。

以上之外岡田氏女嘉久之墓、岡田真澄之配尾藤氏墓等あり。

尾藤氏の墳墓

○江戸故掌教官二洲勝先生墓

此碑中央に在り。長凡三尺、横一尺二寸、臺石上横二尺、

同下三尺、碑背に大阪池暢孝の銘文を刻す。

先生姓藤氏。世稱尾藤。諱良佐、又名孝肇。字志尹。號

二洲。伊豫川江人。祖空觀居士。諱有美。妣中田氏。考溫

州居士。文化癸酉十二月四日卒。葬在江戸城北大冢之里。初配猪川氏。生三女。一嫁岡田真澄。其二夭。次配飯岡氏。生四男一女。曰采。曰栗。共夭。曰高。爲嗣。曰乙。亦夭。女嫁木田正幸。先生不喜著述。唯有素餐錄。中庸圖解。易係廣義五章各一卷。靜寄餘筆二卷。及國字正學指掌一卷。皆丁年在浪華所著。蓋出於一時之作。東行後有擇言。稱謂私言二小冊。及冬讀書餘三卷。亦出一時偶筆。其學其行。蓋有知之者。門人小子輩。不敢妄稱述。

○尾藤大孺人西山氏之墓

正面此題名あり。三面に銘文を刻す。左の如し。

大孺人西山氏。伊豫宇摩郡川江人。實際居士諱定鑒之女。温州居士尾藤君諱宣邑之配。生三男。長孝肇志尹。一名良佐。次孝常仲格。次孝章開叔。一女適大阪醫福田氏。大孺人端懿寡言。善事舅姑。先君晚年多病。扶持尤勤。十餘年

二日允常。仕幕。

○東都寄合儒員柴彦輔故妻藤田氏墓

正面に此數字を刻し。三面に左の銘文あり。

孺人姓藤田字阿順。小濱酒井侯京邸吏和左衛門君諱義知之女。而東都寄合儒員柴邦彦輔之妻也。寶曆二年生于平安小濱藩第。安永九年正月歸于柴氏。天明八年四月從家徙東都。寛政六年九月二十日以病卒于駿河臺柴氏第。二

十四日權厝于城西牛込林氏別莊。八年八月八日改葬城北大塚村。

○讚岐故隱士養貞軒柴小輔室須山氏墓

孺人姓須山字阿安。讚岐隱士伴左衛門某女。而隱士柴府君小輔諱貞穀之室也。寶曆二年生于讚岐牟禮村。歸于柴氏而生五男三女。寛政七年來東都。八年七月以病卒于駿河臺。八月九日葬于城北大塚村。

○柴野氏女阿對之墓

俗名新左衛門。嘉永二己酉年八月十四日。

○柴氏女阿對之墓

文政五壬午年六月日

○宮武紹翁之墓

翁名守中字正作。狹貫高松藩之侍醫也。以弘化五年六月十二日卒。享年五十一年。

○尾藤氏の墳墓

以上之外柴野彌十郎妻及び家の墓あり。

○故博士寒泉岡田先生之墓

文化十三年歲在丙子八月九日卒とあり。碑長四尺五寸餘幅七寸、臺石横一尺七寸。先生名は恕字は子強。通稱は清

助。昌平校の教官なり。卒年七十一。

○尾藤志尹故妻猪川孺人之墓

如一日。既老從筆來江戸。食其祿養。十五年以文化丙子四月十六日終于昌平阪學舍。壽八十葬于城北大塚里之原。

○水竹尾藤先生之墓

安政甲寅十二月十四日卒

○花溪尾藤先生之墓

文久癸亥二月四日卒

○尾藤志尹故妻猪川孺人之墓

正面此數字を刻し。卒年等を記せず。

○尾藤氏遺德阡

墓域の北位に在り。二洲先生の文を刻す。

藤氏出尾張者。稱尾藤。南海之有尾藤久矣。吾家世居伊豫川江邑。不審其本所出。高祖淨雪君諱助之。寶永戊子正月朔日歿。歲八十三。妣西山氏。延寶乙卯七月二十八日歿。曾祖淨閑君諱之清。元文丁巳三月二十六日歿。

歲八十四。妣米田氏。正德壬辰七月二十三日歿。祖義觀君諱有美。號觀翁。少字彌平治。安永癸巳五月十四日歿。歲八十六。妣中田氏。明和乙酉十一月十七日歿。歲七十一。

墓皆在川江邑西慧心院後之丘。先考溫洲君諱宣邑。號原芝。少字鑽二郎。安永庚子十月七日歿于大阪舊居。歲六十五。墓在大阪城南長樂寺中。曾祖以下皆稱九兵衛。襲八世之祖稱云。自祖宗以來世勤稼穡。孝順相承不離之東。時望鄉山。感懷曷窮。又恐歲月悠遠。子孫轉移。復不知家世所。由遂至遺德在身而莫之思。爰取手澤故紙。

敗衣陳器。藏于江戸城北大冢之里。因起墳名曰遺德阡。立石具記。高曾祖考享年卒日及墳墓所在。以示子孫。無忘其始。五世以上不及者。親盡焉。亦不詳也。

古賀氏の墳墓

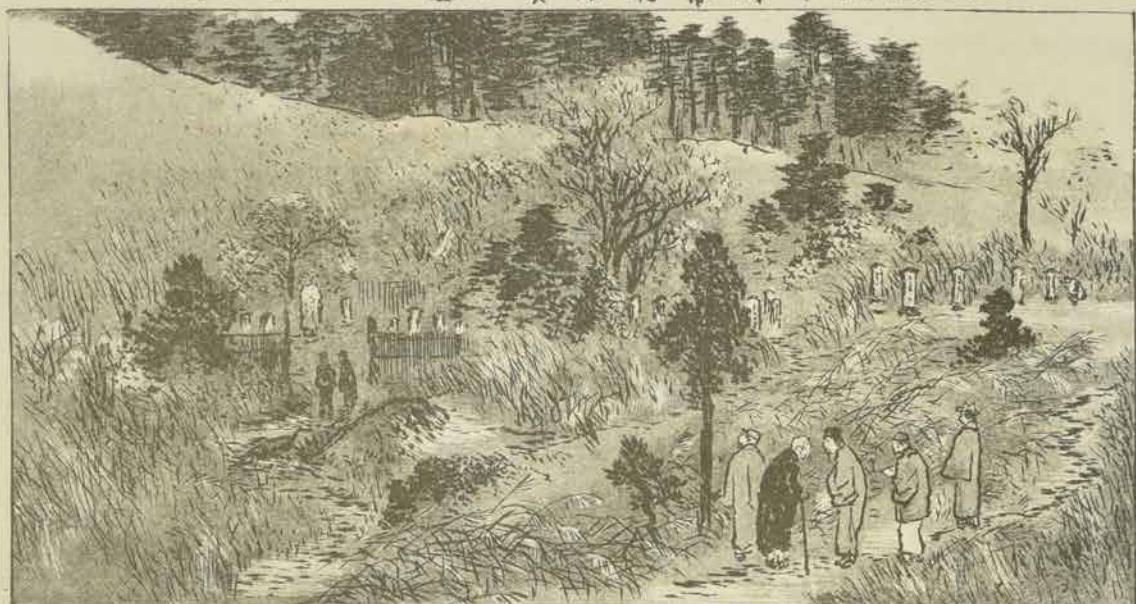
國學堂敎官孝肇表

○精里古賀先生之墓

長凡三尺八寸、幅一尺四寸、臺石上二尺、同下三尺。本多忠升の墓銘は左の如し。

先生姓劉。其先出於漢高祖靈帝之裔孫某。實始歸化居甲斐。數世至諱時連徙筑後。其子諱時宣。家於三浦郡古賀村。因氏古賀。又數世至諱時員。徙肥前。其子諱時家以武顯。從隆造寺隆信戰死於島原。其子諱時貞。始仕鍋島氏。後數世有諱安清者。譜缺不可詳。曾祖諱忠豐。祖諱和作。考諱忠能。咸仕佐嘉。妣牛田口孺人。以寬延三年十月二十日。生先生於佐賀郡古賀村。先生諱樸。字淳風。稱彌助。精里其號。幼少不凡。日夕力學。二親恐其因讓疾禁之。乃夜潛起入室。焚膏讀書。不使二親知。後侯命先生學於京師。學成而歸。寵眷極厚。參預政議。先生竭忠扶翼。知無不言。創築學校。先生定其規制。因命兼教授。時國用弗給。諸吏束手無策。先生獻議。剗剔蠹弊。終有以濟。侯嘗命吏有罪者自首。咸謂自首必免。爭自首。既皆褫其祿。先生謂是罔之。力爭弗聽。遂辭其職。明年乃聽。仍命專掌教授。民饑。先生告以賑之。士民悅服。侯益敬重先生。所言無弗聽。賞賜無虛月。於是舉國從化。文風大振。人莫不稱先生。亦侯賢以成之也。寛政三年。從侯東觀。幕府命先生說經於昌平學。賞賜銀。藩臣入學說經。昉于先

生。人以為榮。考致仕。先生承家七年。幕府召先生。衆知其爲徵庸。先生謂二親老矣。晨昏不可闕。欲辭以疾。國老咸曰。幕府之命。不可峻拒。乃受命。明年。抵江戸。擢爲儒員。賜祿二百苞。命綜理學政。賜月俸。己陞敎授。增月俸。班兩番上。先是幕府召柴野栗山尾藤約山二先生。與先生皆爲一時之選。三賢之名震於天下。於是先生與林祭酒諸儒。戮力振飾學政。奉命纂輯孝義錄。賞賜銀及時服。文化七年。命往對馬。受韓聘。有黃金時服之賜。且以多年督學有功勞。加祿百苞。明年接韓使於對馬。韓人敬服其學德。十年。以奉職弗怠。命得服布狩衣。初先生應辟。未幾論說經筵。屢獻文詩。前後賞賚無算。先生晚年齒德兩尊。有山斗之望。列侯執贊以見者數十人。或詢以治道。先生審揆時勢。各答以其所宜。皆得其要。先生爲人剛正寡欲。人有不善。直面戒之。退無後言。視綺麗紛華。泊如也。事親至孝。與朋友信待子弟僕隸。嚴而有恩。喜施鄉黨親戚之貧者。毫不吝惜。老愈力學不衰。尊信程朱。如神明。然深惡崎門固陋之弊。故其學該博。發爲文詩。雄偉贍富。滔滔如江河。所著有詩文集二十卷。學庸纂釋辨誤五卷。書法精妙。金石謙素。膏沐天下。兵法武技。無不通習。嗚呼如先生者。非有道之士邪。亦可謂偉人矣。配光增孺人。先十三年卒。後不再娶。不畜姬妾。生三男六女。男長曰壽字溥卿。次曰煒字晦卿。次曰煜字季暉。皆有賢名。先生之入關也。以親老不可移動。留溥卿侍養。因仕佐賀。晦卿前出後洪氏。故以季暉爲嗣。女五。皆嫁士族。一未字而夭。先生以文化十四年五月三日卒。壽六十八。葬於都城西北大冢之地。遺



命葬儀一遵儒禮。不_レ用浮屠法。已葬。季嘒以_ミ升嘗爲先生徒弟。狀以乞銘。升豈銘_ニ先生哉。固辭不許。因爲之銘。其辭曰。

赫赫漢祖。帝王之雄。遠孫一支。實來我邦。後出大儒。名聲之隆。厥德厥文。後學收_レ宗。弗銘已顯。銘以欽

風。

文政五年五月

○洞菴古賀先生之墓

長凡七尺五寸、幅四尺五寸、臺石横六尺、先哲の墓域中第一の巨碑なり。先生名は熙字は季嘒。洞菴は其の號。精里先生の子なり。弘化四年卒す。歲六十。其の碑文長ければ之を略す。

○古賀樸故妻光增孺人墓

○筑後士古賀增長女阿琴之墓 慶應四年戊辰四月

○茶溪古賀先生之墓

明治十七年十月三十一日卒。先生名は増字は如川。通稱謹一郎。茶溪は其の號。洞菴先生の子なり。

○正七位古賀銳之墓

明治十八年十二月二十一日歿

人見氏の墳墓

○故侍醫大藏卿法眼興慤先生人見府君墓
卒年等を記せず、長五尺餘横三尺二寸の碑なり。

○人見原慤之墓

●大塚の稱

大塚の稱は。其の地に大なる塚あるを以て名くるよしは。諸書に記する所なれども。其の塚は何の塚なりしや詳ならず。姑く諸説を左に掲げて参考に供す。

府内備考に改選江戸志を引て云。大塚も小石川の内なり。東大塚は鶴聲ヶ窪土井家の屋舎にあり。西大塚は小日向の臺森川氏の屋舎にあり。是昔の一里塚ともいふ。江戸志にいふ。里人の説に太田道灌入道あひ圖のために。七ヶ所に塚を築き。狼煙の物見のたよりとす。故に物見塚ともいへり。小日向の臺森川小左衛門某の屋敷の内にも大塚といひ傳へし小高き塚あり。駒込土井家の藩中にも。また谷中本行寺の内にもあり。皆かの七ヶ所の内なりと。或は大塚は駒込村のさき巢鳴の邊にあり。塚の上に不動明王の堂たつ。別當を重高山通玄院といふ。法華宗にて真松蓮光寺の末寺なり。この塚あるによつてその所を大塚といへり。按に大塚の地名は。武州のうちに所々にありといへり此大塚は太田道灌などのことはあづからで。尤古き地名なるべし。

土人の説に。大塚通の南裏今小普請神尾豐後守組森川鋒太郎屋敷内に塚あり。高さ五尺計。上に大樹の榎の朽木五尺許殘れり是大塚なりと云。塚の脇に稻荷あり。大塚稻荷といふ。江戸名所圖會に云。大塚小石川原町の邊より護國寺の邊迄の總名なり。(或人云。古は大塚の地東西に分つて。甚廣漠の地なりしと也。鶴聲ヶ窪の邊は東大塚にて此邊西大塚と稱せしとなり)或人云。今の水戸大學侯の藩邸。古の奥州街道にて。榎木の大樹あるは。其頃の一里塚にて。則ち大塚と云は是なりと。(本傳寺日蓮大士縁起に云く。大塚の地昔は富士見塚と呼たりと云々又南向亭云く。安藤對馬侯の東の方森川氏の構の中に。一堆の塚あるをいふとも。紫の一本に塚の上に不動堂ありとあれば。今の大切不動尊の地大塚と稱する舊跡にや。相傳ふ太田道灌相圖の狼煙を揚る料に築きたる塚なり。故に昔は太田塚と唱へけれども。或は又鎌倉將軍守邦親王亂をさけて。武州比企郡大塚村

に逝去す。其廟を王塚と稱す。こゝに大塚と號くるも此類ならんといへど詳ならず。(江戸の内に大塚の名多し猶可考)

より七十一番地とす。

小石川志料に云。大塚町護國寺の北にあたり。辰巳の方より戌亥の方に貫ける道なり。上町、中町、下町の差別あり。南方護國寺の方へ下り。又西方本傳寺の方へ行道をも大塚町といへり名義定かならざれ共。近きあたり小日向なる森川氏宅地内に大塚とて。塚ある故名とせりと云。又鶴聲窪土井氏の下邸あたり

をも大塚と云ひしことは。地黄坊樽次が水鳥記に。まだ夜くらきに大塚を出行は程なくいつも酒手をひわけの宿をも打通りてりせて酒を森川宿とは是とかや、それより本郷通りに打かゝり云々と書たるを見れば。また大塚と云へるは二所にあり。此處は森川氏地内にありしをもて名とせるなるべし。此邊も傳通院の領なり。

武藏志料に云。道興准后廻國雜記佐西を立て。武州大塚の十五が所へまかりけるに。江山幾度かうつりかはりけん。其夜の泊りにて。

山攀峻險海波瀾。到處多其行路難。疎屋終宵風露底。東雞喚レ夢月西寒。

大塚を立とて十玉につかはしける。

消における玉の行衛と今朝は見よ別れの君の道芝の露

◎小石川大塚町

○位置及地勢

小石川大塚町は。東の方大塚の大路に沿ふて。斜に大塚仲町の一部と同窪町に對し。西の方は溝渠を限りて。音羽町二丁目より五丁目に界し。南は小日向臺町に隣り。北は大塚上町同坂下町の一部に面し。東青柳町に連りたり。地勢は小日向臺町に連りて甚だ高く。西方は音羽町を俯瞰せり。地區を劃して一番地

○改築道路

東京市統計年表三十六年の調査に據れば。表町十一番地より大塚辻町十三番地に至る改築道路の延長は。一千二百六十四間。坪數二千三百四十坪。費額一萬六千百五十四圓と爲す。

◎東京養育院

東京養育院は大塚辻町十八番地に在り。市内在住の窮民を救ふを以て目的とし。兼て東京府及び市の委託を受けて府下の行旅病人、棄兒遺児并に迷児を救濟する一大慈善院なり。院の基本金は年々畏くも。皇后陛下の御手許より出る御下賜金と。慈善家の寄附金より成り。逐次増殖して今は參拾四萬圓の多額に上れり。院の經濟は此基本金の利子を以て限度として支辨するの規定にて。其の中五萬圓は井頭の感化院の維持基本金に充てありといふ。

本院に關する事項は昨年九月の東京朝日新聞に詳載し。今其の沿革に係る數項を左に抄出して之を江湖に紹介す。
▲院の沿革
養育院は東京市及び府下の餽寡孤獨を救養する所にして、創立は明治五年なれども、その淵源に遡る時は、今を距ること百十餘年の昔に在り。即ち寛政年間に於て、當時執政の筆頭たりし松平越中守定信、江戸の町法改正を行ひ、努めて

を各地主に還附し、その七を町會所に積みて救荒の資に備へ、町費を節儉せしめし結果、四年にして金四萬兩を得たりき。是更に官金一萬兩を加附して、その増殖を圖らしめぬ。所謂七分金なるものは、此時に出來たり。その後徳川幕府は政權を奉還して世は明治の大御代となりぬ。その五年營繕會議所なるもの東京に設立せらるゝ時、この七分金の殘餘を以て諸修繕費の資本となせり。同年九月、東京府廳より、府下の乞丐救濟の方法

陸軍彈藥倉庫の稱は。別項記する所の如し。維新前大塚町と唱へし地は富士見坂上の北角一帯なりしが。明治の初年に御賄組、護國寺隠居地、三枝朝食抱屋敷、安藤長門守下屋敷其の他諸士の邸宅を併合して其の區域を擴張せるなり。其の内安藤家の邸地過半を占めたり。

○護國寺隠居地

護國寺住職の隠居地は。今の大塚町陸軍彈藥倉庫構内北の方に陸軍彈藥倉庫は。大塚町五十六番地に在り。即ち安藤長門守等の邸址にして。陸軍に供用する彈藥の貯藏倉庫棟を列ねて建設しあり。遠くより避雷針の矗立せるを望み得べし。詳細なる事項は軍事に關するを以て記述せず。

陸軍彈藥倉庫は。大塚町五十六番地に在り。即ち安藤長門守等の邸址にして。陸軍に供用する彈藥の貯藏倉庫棟を列ねて建設して。府内備考東青柳町の條に左の如く見えたり。

護國寺隱居屋敷。町内南の方加藤鐵次郎屋敷先。元地所之儀は内藤甚五郎様御屋敷並大塚村之内にて。三千坪。其節の場所元祿五申年寺社奉行柳澤出羽守様より被仰渡候事。

○小石川大塚辻町

○位置

小石川大塚辻町は。小石川區の極北に在り。其の東北は總て豊多摩郡に連り。南は大塚上町と其の界を交へ。西は同坂下町に對せり。區域は小にして。地區の番號は十有九に過ぎず。

○町名の起源並沿革

小石川大塚辻町は。もと巣鴨辻町と稱せしが。明治の初年に改めて今の町名とせるなり。其の道路北に至りて分岐し。遠路を成すに因れり。

○小石川大塚辻町

小石川大塚辻町は。小石川區の極北に在り。其の東北は總て豊多摩郡に連り。南は大塚上町と其の界を交へ。西は同坂下町に對せり。區域は小にして。地区の番號は十有九に過ぎず。小石川の堂宇を購ひ、これに修繕を加へて、此處に移れり。十二月、その筋の委託を受けて、府下に於ける行旅病人を收容せず、乞丐の男女百四十人を、假りに本郷なる舊加州邸内に收容せしが、即ち養育院の濫觴なり。その翌六年二月五日、上野護國院の堂宇を購ひ、これに修繕を加へて、此處に移れり。十二月、その筋の委託を受けて、府下に於ける行旅病人を收容する事とし、更に十九年三月よりは、棄児、遺児、迷児の保管をばへ託せられて、院務次第に擴大し、同年また本所長岡町四十三番地に移れり。而して現住小石川區大塚辻町十八番地に移轉せしは、明治二十九年三月の事なり。

▲院務擔當者
養育院の掌務は、創立より明治十八年までは府知事の直轄たりしが、同年十二月、府知事の依嘱により、澁澤榮一、三井三郎助、伊達宗城、松平定教、青地四郎左衛門、橋本綱常、大倉喜八郎、福地源一郎、沼間守一、河村傳衛の十氏委員に擧げられ、更に澁澤榮一氏を院長に、橋本綱常氏を監督に擧げて、院務を總括せしめ、また幹事及び各掛員を置きて院務を分掌する事とせり。(院長、監督、委員長は、篤志者これに任せらるゝを以て、俸給を受けず)その後市會の決議を以て明治二十三年一月一日より、院の財産を郡市に分割し、本院は即ち市の所屬となれり。その時常設委員を設けしが、委員長に澁澤榮一、委員に安田善次郎、富田鐵之助、松田秀雄、伊達宗城、松平定教、西村虎四郎の六氏選舉せられたり。かくて屢交迭を経て、三十四年六月に至り、澁澤氏市參事會を退職せしを以て委員長の資格自ら消滅する事となり、同月十四日、更に市長より本院院長を嘱託せられ、委員長の後任には、中澤彦吉氏

當選せり。三十六年二月、中澤氏退きて、鳩山和夫氏これに代り、同年七月、鳩山氏につきて神鞭知常氏當選したり。かくの如く、院の創立以來四十年に近き歳月中、時に職員の交迭を免れずといへども、瀧澤翁のみは、始終一貫、主として慈善機關の爲めに力を盡し、以て今日に至れるなり。而して今回の資金増殖會の發起者の如き固より翁を筆頭として、

中島行孝、渡瀬寅次郎、内山平三郎、關幸太郎、丸山名政、江間俊一、中鉢美明、江崎禮二、稻茂登三郎、肥塙龍、森久保作藏、大倉喜八郎、尾崎行雄、渡邊勘十郎、河田休、三好退藏、中澤彦吉、古川孝七、原亮三郎、三井高生、角田真平の二十二氏とす。

▲樂翁公と養育院 養育院が松平定信、即ち白川樂翁公と因縁淺からざるは、前述の如し。その上現在院地の一部は、その松平家の地所たりしと云へるが如き、明治の窮民貧兒はなほ直接にも公の餘澤に浴しつゝあり。その南隣の屋敷は、今も松平家の別墅として、鬱鬱たる老松二本を、此方より望むべく、また門内に一本の銀杏樹あり。これ公の遺物なりと傳ふ。また公が如何に民政に心を碎きしか。その閑老たりし時、府民の安穩ならん事を神に祈り、一身を捧げて盟ひたりといふ願文あり。この寫しを軸物にものし、養育院の樓上に掲げあり。

天明八年正月二日松平越中守義奉懸一命心願仕候當年米穀融通宜く格別之高直無之下々難義不仕安堵靜謐仕并に金穀御融通宜御威信御仁惠下々へ行届き候様に越中守一命は勿論之事妻子之一命にも奉懸候而必死に奉心願候事右條々不相調下々困窮御威信御仁德不行届人々解體仕候義に御座候はゞ只今之内に私死去仕候様に奉願候生ながらへ候ても中興之功出來不仕汚名相流し候よりは只今之英功を養家之幸并に一時之忠に

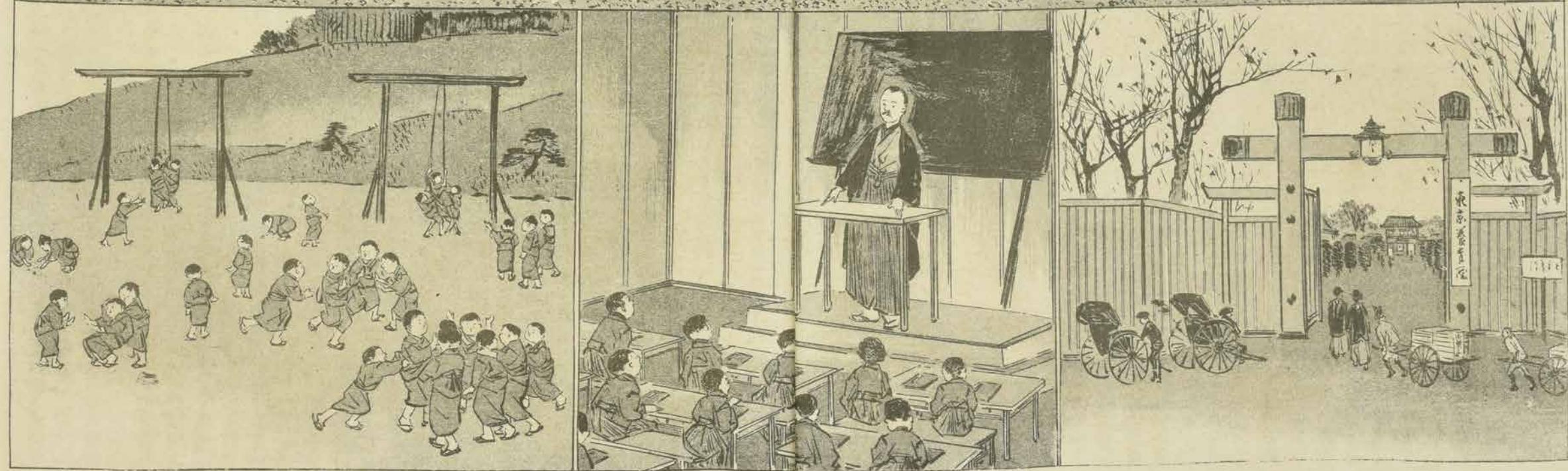
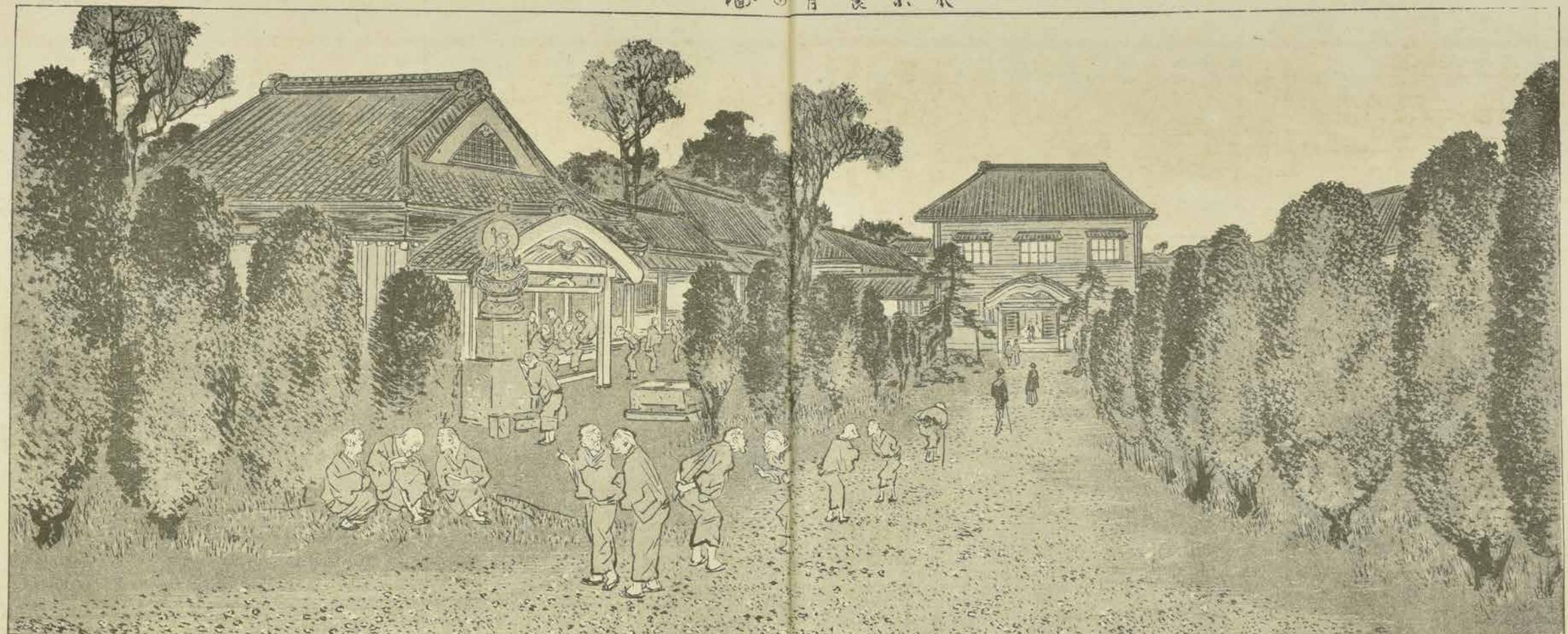
仕候へば死去仕候方反て忠孝に相叶ひ候義と存候右之仕合に付以御憐愍金穀融通下々不及困窮御威信御仁惠行届中興全く成就之義偏に奉心願候敬白

こは谷中吉祥院の藏たりしを明治十三年、これを養育院に寄附せんと府廳に願ひ出でたるに、松平家當主より、都合ありて、その願書を取消されしを以て、時の養育院幹事阪本源平氏紀念の爲に、これを増寫して本院に藏置せるものなりとぞ。あはれ、公が難民を救はんとする赤心は、萬世不朽、後の世の鑑となすべし。今や黨人のやから廟堂に跋扈し、つゆ市民の窮状を酌まず。徒に私黨に私し、私會社に私し、すなはち民意を激するや不法にも禁裡守護の歩騎兵を出して、これを壓伏し、しかも得々たる者すらあり。以て慚死すべし(蘇庵)

▲院の設備と職員 大塚町に別天地を劃せる養育院の地所總坪數は一萬二千七百六十一坪餘、建物總坪數は二千五百九十七坪餘にして重なる建物は事務室、醫局、附屬小學校を始め男健康室、女健康室、幼童室、幼女室、幼稚室、男病室、女病室、幼童病室、肺患者病室、癪病者病室、屍室、さては炭團工場、工業事務室、工業場、洗濯場、裁縫場、浴場、食堂、消毒所、役宅家庭教場、會堂、倉庫等すべて備はらざるはなし。また職員は名譽職員の外、幹事一人、書記十人、教員三人、醫員二人、調薬手二人、この他雇員六十五名、臨時雇二十餘名あり。こは即ち准教員、舍監、幼稚園保姆、裁縫、編物、家庭教師、啞生教員、手工授業師、保姆、看護人、看護婦等にして、各その職務に鞅掌し、外に炊夫十一人、小使二人あり。また醫術の監督は醫科大學に嘱託しありて、醫長は醫學士橋本節齋氏、他に醫員六名の醫科大學より派出して治療に從事するあり。

▲在院現數 本月の調査にかかる入院者の現在數は、總て千

東京養育の場



場動運院

校院の内

三百八十三人にして、之を大別すれば、窮民男百四十九、女百卅二、合計二百八十一人。行旅病者男三百四十九、女二百四十一、合計五百九十三人、棄兒男百四十五、女百三十八、合計二百八十三人。迷兒男五十三、女五十、合計百三人。遺兒男五十三、女十五、合計六十八人。感化部男五十七、女一、合計五十八人なり。さて棄兒、遺兒、迷兒の區別を云はんに、棄兒と認むべきは、未だ歩行する能はず、言ふ能はざる幼兒にて、誰が目にも棄てられたる事明瞭なる状態に在るものを云ふ。遺兒なるものは、親も本籍も判明せらるやうの者を云ふ。迷兒は讀んで字の如くなるも、その實業見る能なるが多し。こは親元判明すれば、直に出院せしむるも、親元も分らず、引取人もなき時は棄兒に組み替へらるべし

▲感化院と房州保養所 不良少年を集めたる本院の感化部、三十八年三月、井の頭御殿山に新築家屋落成せしを以て、之を此處に移して、本院と隔離せしめ、三好退藏氏を同部の顧問として、今は感化院と稱せり。こは近日參觀の上、別に記すことあるべし、房州保養所は兒童の性來虛弱なるもの。或は肺病疑似者、又は病室より出で、未だ健康體に復する能はざる者等を、轉地療養せしむる爲に、三十七年四月より實施せるものにして、その成績頗る良好なりと云へり

▲出院者の性質 入院者は如何なる場合如何なる出來事によけとなり、又は青年に達して獨立自活の道を得る等、それぐれども、老年者に至りては、引取人の出るも稀にざる限りは、十三四歳にもなれば、養子女に貰はれ、或は雇預けと/or/、出院する事あるか、幼年の兒女は、廢疾者、不具者なら、多く終身の在院者たるもの多しとぞ。また行旅病者として、

收容されし乞丐、不良少年等には、往々逃走者を出す事あり。さて獨立自活の道を得て出院するは、學力優等の良青年にして即ち職工學校等を卒業して、月給にありつきし者なり。また雇預けと云へるは、幼童を職工の徒弟となし又は店舗の走童となして、將來一家獨立の生計を立て得るやう、委託せしものにて略年期小僧と同様なるが如きも、期滿たりとて、直に歸院するにはあらず、青年に至るまで、業務を修得せしめ、優に一家計を營ましむべく、雇主に於て盡策するものなり、これには何等かの理由の下に、雇主より解雇されて、往々歸院する者もなしとにはあらざれど、元來、多數中の選抜者なるを以て、大概は成功する由なり。また養子養女に貰はれし者は、成績最も良くなりて紳士として、立派に世に立てるもあり。高等官の夫人など既に紳士として、立派に世に立てるもあり。天晴れ良家庭を作れるもあり。または實踐女學校を卒業して、今や全く家庭の主婦たる資格を備へたるものありと聞く。こは少しく特例にはあれど、孤兒より一躍して、大富豪と成るがあり。淺草新福富町に桑山九十郎といへる人は、十萬圓以上の財産家なるも、不幸にして子なし。晩年病みて、養嗣子の必要を感じたれど、然るべき身分の兒女を貰はんには、後日縁者の間に財産上の争ひなど起らんにはと、財産家だけに之を苦慮し、寧ろ何等の弊累もなき孤兒を貰ふに若かずとて、本院に來りて、長尾いくと云へる十四歳の少女を貰ひ受け、嗣子と定めけるに、桑山氏は間もなく死去し、いく子は忽ち同家の主人となりけるとなん。

●四恩瓜生會事務所

四恩瓜生會事務所は大塚辻町十八番地に在り。左に同會に於て印刷頒布したる事業略記を掲げて世の慈善家に告ぐ。成立 四恩瓜生會は、故瓜生岩子刀自が、深く佛陀の聖教を

信じて、一生を慈善の道に捧げたりし德を慕ひ、其志を永遠に傳へむが爲めに、故土方伯爵夫人等三十餘名の貴婦人の發企によりて、明治三十二年十月を以て成立せる婦人の會合なり。

會合

毎月二十日を期し、小石川區大塚辻町東京市養育院内會堂に開會して、道徳上の講話を聽くを例とす。

慰藉

從來例會當日に於て、養育院收容者に、菜飯を施與し來りしが、三十八年以降は、これに換るに心神の慰安を與へんことを以てし、之が擔任者として、篤志の教誨師を常置しつゝあり。

補助

本會々員中有志者の主唱によりて、設置せられたる無料宿泊所に對し、三十四年以後、應分の出資し、斯業の擴張を補助しつゝあり。

會費

毎月五錢宛とし、之を維持費に充て、其殘餘金と寄附金とを合せて、株式會社東京貯蓄銀行に預託し現に貳千貳百餘圓の貯蓄あり、今後益々節約増資して、近き將來に起さんとする、事業の資に供せんと欲す。

○櫻木町

○位置及地勢

櫻木町、南は小日向水道町に面し、東は久世山の高阜を負ひ、西は關口町及關口駒井町に接し、北は音羽町九丁目に連なれり地勢低平、町域狭く、番地は一より九に至る。

○町名の起原並沿革

櫻木町はもと關口小日向兩村の入會地ならむと云ふ、舊護國寺領なり。

府内備考

(四十九)に云、町名起立の儀、東西青柳町、音羽町、

當町、元祿十五年八月町家には被仰付候へども、家作人無之

町内の大部分は目白不動(六番地)と大泉寺(一一、墓地一〇)寺地なり又小邸宅あり。

○駒井橋

關口駒井町、目白坂下の溝に架せり、石橋なり。

江戸圖說(八)に云、駒井橋(石橋にて柱なし、石を三

とありて、其圖を掲げたり、其狀の奇なるを以て知らる。

○關口の稱

小石川關口は、元豐島郡に屬し、關口村といへり、此地古關の址なるべしといへど非なり、關口は蓋し關口町の北なる大洗堰を神田上水江戸川へ分派の爲に設けしよりの名にして、堰を關の字に書改めしものなるべし。

新編武藏風土記稿(十六) 豊島郡の條に云、關口の地は正保

の頃まで關口村と云へり、土人の傳に昔此邊奥州街道にして

關ありし地なれば名とすと云へど、當所は神田上水江戸川へ

分派の爲め堰を設けられし地なれば、この名は起りしならむ、

日本橋より行程一里餘、御打入の後細田加右衛門、佐々與右

衛門、縫山市左衛門三人の采地なりしが正保の頃御料所とな

り、神田上水の課役を命ぜられしより町年寄進退す、正保の改に樽屋藤右衛門、奈良屋市左衛門、喜多村彦右衛門御代官所となり、其後寛文十二年町年寄の支配を止られ、御代官野村彦太夫支配となれり(下略)

府内備考(四十八)に云、關口村は小石川小日向、牛込等にとなれり、地名の起りを詳にせず、此所より西の方に行け宿坂といへるあり、其處はむかし鎌倉街道にて宿坂の關といひ、關の有しよしなれば是等によりて斯唱るにや、何れ古きよりの名なるべし(江戸志) 今案に關口の名は恐らくは上水堰出來し

故御公儀より家作御取立有之、於御城奥女中衆櫻木と申御方町家作御拜領有之候より右御名に相唱候由申傳、後年御讓渡相成候よう御座候

町方起立の儀、元祿五年護國寺觀音堂御建立有之、同寺領御加增地百石の場所の内にて、元祿十五年茶屋町に被仰付、其後御取拂、猶また町家作罷仰付、延享二丑年町御奉行御支配に相成候譯、年代共東西青柳町、音羽町にて申上通御座候即ち護國寺領なりしに、明治初年上地して町地となれり。

○景況

小日向水道町に連なり、音羽町への入口にて、市區の地なり、辻に巡査派出所あり、又寄席江戸川亭(八番地色物席もと目白亭といへり)あり。

○關口駒井町

○位置及地勢

關口駒井町、南は關口の上水堀に臨み、東は關口町、櫻木町、音羽町八丁目と確かに其境界を接し、北は關口町に包まれ、西は關口臺町に連なる、地勢西は目白高阜の端にして不動堂あり、目白坂となり、東櫻木町音羽町に接するの地は一般に低下せり、番地は一より廿一に至る。

○町名の起原並沿革

前は、元文二巳年同町方支配となれり。若葉梢に云、不動の門前駒井町と云も駒店なるよしと見ゆ、されば駒居なるべきか、關口に駒塚橋あり、目白不動にも、幸神社にも駒の説あり、猶祓可し、當町は明治初年近傍土地及大泉寺門前、新長谷寺門前を併合す。

○駒井の稱

大洗堰の北、小石川關口の高阜、即ち關口臺町、關口駒井町及び關口町の一部、土壤の隆起する所、目白と呼び、目白臺といひ、不動堂あり、目白不動と稱せり、目白の呼名に二説あり、

駒といひ不動といひ、不動にまた異説あり。

○目白の稱

江戸名所記(六)「淺井了意著寛文二年」に云、關口村目白不動正保改には關口村田方畑方合て三十一石餘、櫻屋藤右衛門、奈良屋市左衛門、喜多村彦右衛門御代官所と載す、今も在町相半しその内江戸に屬する廣狹の大様、東は小日向及護國寺

領櫻木町に續き、西は高田四ツ家町に接し、南は大抵上水に

限りたれど、水道町は上水の南に在り、北は小石川飛地雜司ヶ谷等に境す。

方今關口の稱を冒すもの、關口町、關口臺町、關口駒井町、關

口水道町、以上四箇町なり

○目白の稱

目白は關口の小名なり、關口は元關口村といへり。

江戸砂子(四)に、目白不動縁起云、寛永頃御鷹狩の時本尊を

若葉梢駒止橋の條に云、九太橋の頃、此上四ツ谷の南土手下

に馬を多く宿して駒込の馬市に出しける、白き馬多出しける

にや、目白はめ白のよし、不動の門前駒井町と云も駒店なる

よし。

是れ駒の説なり、白駒を出したるより馬白といふ歟。

江戸志(四)に、目白不動縁起云、寛永頃御鷹狩の時本尊を

開扉ありて、城南の目黒に對して目白と呼べしと鉤命ありし

となり。是れ不動説なり。

新編江戸志(十)に此兩説を掲げて曰く、何れが是なることを

しらず、南向茶話にいふ處の説は駒ヶ谷駒塚橋の古事よりいふ所なるべし。

白駒の説、甚だ信じ難し。

改撰江戸志に或人の云、江戸の地名に目黒、目白、目赤、目

青といふ所あり、御草創の時慈眼大師(南光坊)台命を奉り、鎮護のため四方に不動の像を造立し、目を赤黒青白の色になせ

しより地名となれりと、されど目青の不動といふはいまだ聞及ばず。

この或人の説、或は事實に幾からむ歟。

不動堂住職宮崎慶淳の談に、目白、密教にあり、曰く、

目白 息災

目黒 増益

目赤 敬愛

目黄 調伏

徳川氏江戸鎮護の爲に、密教の四種の祈禱法に準じて四不動を勧請せしより、而して息災の祈禱は凡て白色と相應し、増益法は黒色と相應し、敬愛は赤色と相應し、調伏は黄色と相應す、今日白不動は息災の爲に勧請するが爲に白不動と目くるなり、目は是れ穩語にして目と訓すべき也。

所謂四不動とは

目白 新長谷寺目白

目黒 龍泉寺目黒

目赤 南谷寺駒込

目黄 不明

● 目白坂

音羽町九丁自より、西の方、關口駒井町、目白不動堂の門前に登る坂あり、目白坂といふ、南に長光寺、北に永泉寺、養國寺八幡神社、坂上に目白不動の時の鐘あり。

再板江戸砂子(四)に云、目白坂、音羽町より上の坂なり。前板不動坂とあるは非なり。

嘉永新鑄の雜司ヶ谷音羽繪圖に關口駒井町、目白坂。

本名目白坂なるが、坂上に不動堂あるより、此名に呼ぶものあり。

新編江戸志(十)目白不動の次に、不動坂、音羽より上の坂なり。

● 新長谷寺

音羽町一丁目、不動坂の條を見よ。

府内備考(四十八)に云、不動坂、目白不動の脇なれば名とす

猶音羽町一丁目、不動坂の條を見よ。

● 目白不動堂

新長谷寺は關口駒井町六番地にあり、東豊山淨瀧院と號す、新

義眞言宗豊山派に屬し、目白不動堂を通稱す。表門は目白坂

上にあり、東に面す、門外右に不動石像(五十四番、右新高野山)あり、左に札所石杭(舞司ヶ谷鬼子母神)あり、

寺門 門柱高く喝を掲ぐ、額世間五欲樂、或復諸天樂、若比愛

盡樂、千分不及、由集能生苦、田苦復生集、八正道能超、至妙

涅槃處、聯あり、左是法從緣滅、是大妙說、右諸法從緣起、如來説是因、雲照律師の筆なり。

鐘樓 門内右にあり、定時を報ず、傍に番所あり、目白の鐘と稱し著名なり。

新寮 鐘樓に接して、右に新寮あり、明治二十五年三浦梧樓寄進。

不動堂 門内敷石一條、正面は白坊(舊寮と云)に達し、北に

目黄不動の所在地に就ては、追て通報すべとなり、然るに其返事なきを以て書面を發して之を促がせしに、左の答を得たり。

拜啓その後直様御返事可申上之處、何分目黄不動の位地知る者なく、先年不動の熱信者(本郷の人)より聞きしま、御詫致

たる次第に御座候、本郷の人と云ふは赤門の前附近なる酒商の由今手帳を調べしに本郷五丁目青木堂とのみ有之、而して

此青木堂が果してその當人なるやは數年後今日明言致難、勿論目黄不動の事は、屢々耳にせしも、別に耳に止ざりしは遺憾に御座候先は右御返事まで

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志にいへる目青と共に實蹟を有せずとすれば、前説を打破するに

所在地未だ發見するを得ず、尙調査進行中といへり。

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志

菓子雜貨賣買業へ電話を以て照會したるに、氏は數年來不動

靈場取調の發願あり、彼の密教にいへる目黄不動搜索中なれど

所で、其力薄弱なり、消滅年次既に久しき歎、諸書記せるもの

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志

にいへる目青と共に實蹟を有せずとすれば、前説を打破するに

於て、其力薄弱なり、消滅年次既に久しき歎、諸書記せるもの

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志

にいへる目青と共に實蹟を有せずとすれば、前説を打破するに

於て、其力薄弱なり、消滅年次既に久しき歎、諸書記せるもの

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志

にいへる目青と共に實蹟を有せずとすれば、前説を打破するに

於て、其力薄弱なり、消滅年次既に久しき歎、諸書記せるもの

目黄不動の事、江戸砂子、東都歲事記等に見えず、改撰江戸志

にいへる目青と共に實蹟を有せずとすれば、前説を打破するに

於て、其力薄弱なり、消滅年次既に久しき歎、諸書記せるもの

● 目白臺

關口臺町、關口駒井町の邊、此地高臺なるを以て目白臺といふ

府内備考(四十八)目白の條に云、此邊高き所なれば、すべて

目白臺と唱ふ

江戸志

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

されど現在目白不動尊の瞳孔白色ならずとは、慶淳師の談なり、

師は目を「なづく」と訓すべく解釋せること前述の如し。

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

されど現在目白不動尊の瞳孔白色ならずとは、慶淳師の談なり、

師は目を「なづく」と訓すべく解釋せること前述の如し。

● 目白臺

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

されど現在目白不動尊の瞳孔白色ならずとは、慶淳師の談なり、

師は目を「なづく」と訓すべく解釋せること前述の如し。

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

されど現在目白不動尊の瞳孔白色ならずとは、慶淳師の談なり、

師は目を「なづく」と訓すべく解釋せること前述の如し。

● 目白臺

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

されど現在目白不動尊の瞳孔白色ならずとは、慶淳師の談なり、

● 目白臺

江戸名所図に云、御本體の御厨子の前に別に座像の明王をすゑ奉る、此王眼の白き故にや、是を目白の不動といへるなり。

不動の目を赤黒青白の色に塗りしこと改撰江戸志にもいへり、

にして寶印を結べる阿彌陀佛あり、是れ先年澳國代理公使伯爵法學士グーデンホーフ氏の寄附する所、公使は佛教の研究に熱注せる結果、現象即實在の教理を聞き、一草一本、一塵一法も皆是れ絶對の顯現なるを了解すると同時に、一偶像視せし佛像は茲に理想化され、普遍法界の眞佛なるを知り、從前公使館の玄關に飾弄物として安置せしの非を悟り、遂に恭しく寄附して大講堂に安置し、翻邪歸正の記念とせられたるなり、雲照律師の法嗣たる新長谷寺住職宮崎慶淳師は、眞言宗大學生勤務の餘暇、日曜日の午前八時より學生諸氏の爲、此の講堂に於て佛教講義を開演し、青年男女の教化に努力しつゝあり、男女學生は、綠樹重陰の中、晝の如き風光に浴して佛教の修養に塵陽を洗ひつゝあり。

居士庵 南崖の中腹に草庵あり、居士庵といふ、住職慶淳師の庵室なり。眺望 寺地は關口の高丘に在り、故人十二景を選す、眺望佳絶、殊に雪景を奇とす。

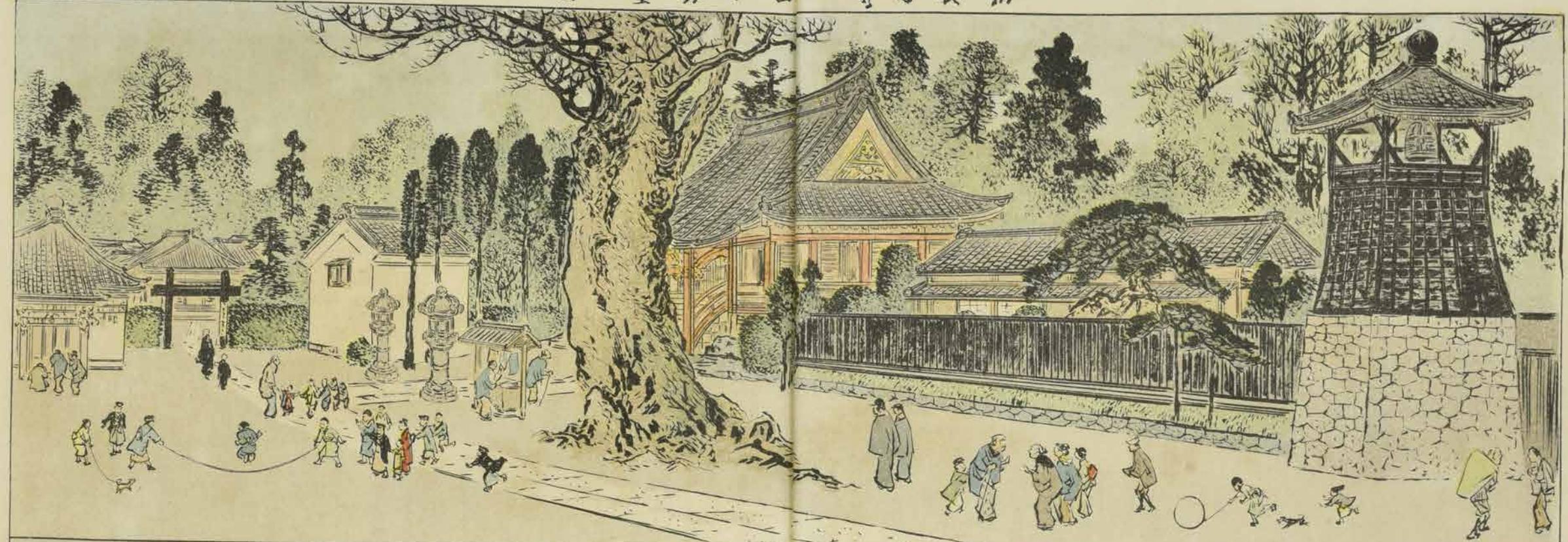
○縁起並沿革

縁起に云。弘法大師唐より歸朝の後、羽州湯殿山に參籠ありし時、大日如來忽然と不動明王の姿に變現し、灘の下に現はれ給ひ、大師に告て云く、此地は諸佛内證秘密の淨土なれば、有爲の穢火をきらへり、故に凡夫登山する事かたし、今汝に無漏の上火をあたふべしと宣ひ、持せ給ふ所の利劍をもつて、左の御臂を切給へば、靈火盛に燃出で佛身に充てり、依て大師面前に出現の像二軀を模刻し、一體は同國荒澤に安置し、一體は大師自ら護持し給ふ、其後野州足利に住せる沙門某、是を感得して奉持せしが、一年靈感あるを以て此地の住人松村某にはかり竟に一字を開きて此本尊を移し安置なし奉るとなり。

江戸名所記(六)「寛文二年板」に云。明王これを目白の不動と號す、湯殿の行人鑽火を出す事は、此明王よりはじまれり、されば法界體性智の德用は、本有含那の妙理をしめし、阿字三摩耶の觀相には瑜伽上乘策の究竟をあらはし、護摩藻頂の壇のうへには、災難を他方にはらひ、祈念加持の床の前には福壽を自家に成す、まことにきどくの本尊なれば、人々なあがめ奉り、貴賤のあゆみをはてぶ。
ふしあひてまゐりのつとふ寺なれば
めじろ不動と名づけそめけん

武江年表に云。享保十六年辛亥四月十五日西北大風、午下刻目白臺武家方より山火、其邊のてらす不動堂も燒失。
享保十六年、堂宇悉く回祿の災に罹る、然ども稀有にして本尊不動觀音地藏尊を取出し奉りける、誠に本尊の威神力なるべし。
元文四己辛年當寺中興八世本慶の洪歎により七間四面の本堂、五間に三間の觀音堂位坊等を再建あり、前立の不動明王及四大明王二童子は石川播磨守總陽の寄附、新調佛師は廣慶なり。
秀算僧正開基以來、偏に武運長久、天下泰平を勤念し、眞言新義法燈相續の靈場なりしに、明治後著しく荒廢し、堂宇漸く傾舍を建て、清僧を養成して恢復の鴻圖を爲す、又明治二十三年

新長谷寺の圖



音羽町の場面

より青木氏の知人なる今の文部次官澤柳政太郎及内閣書記官長高橋建三故子爵鳥尾小彌太等の諸氏發起して十善會を設立し、法誌を發刊す、その後子爵三浦梧樓等の諸氏僧園を發起し、眞俗二諦に通じて發展する所あり、以て今日に至る、明治三十八年一月雲照律師は寺を法資釋慶淳師に譲りて、傳燈の任に當らしむ。

○目白僧園

目白僧園は、明治二十三年四月設立し正法恢復の爲に如法僧侶を育成する所、電話番町八四五。

○十善會

十善は人たるもの道にして、佛法の壽命、道德の標準なり、本會の目的は十善四恩を擴張して佛教を振興するにあり、毎月一回法誌「十善寶窟」を發行し會員に頒つ、會員は毎年春秋二季の菩薩戒會には親屬知己を勸誘して受戒し及び毎月布薩にも參詣して法話を聽くことを得。

○夫人正法會

夫人正法會は勝鬘夫人の勝蹟を慕ひ、夫人正法會と稱す、其目的は四恩十善に依り、婦人の德義を進めるが爲め、毎月雲照和尚、隆應阿闍梨、元峰禪師等を請じ、講義法話を聽聞し、且つ法話を筆記し、法誌「法の母」を發行して、會員姉妹に頒つ。

○不動堂

南向、七間四面、瓦葺、赤塗、向拝に象鼻、獅子頭を彫る「東豐山」三字の額は南岳悅山の筆なり。

府内備考續編に云。不動堂四方

本尊目白不動尊(弘法大師作)

開帳佛不動(木立像丈)

木坐像丈ヶ四尺餘、四大明王三童附前立不動各立像丈ヶ二尺餘元文年中石川播磨守造立

地藏尊(木立像丈ヶ一尺餘)

右桂昌院御建立有之候處當時疊置不動堂に安す。

不動(木立像丈ヶ一尺四寸)

聖德太子(木立像丈ヶ四尺餘)

七曜佛(木立像丈ヶ各七寸餘)

庚申佛(木立像丈ヶ一尺餘)

疱瘡神(木立像丈ヶ九寸)

大日如來木像(木立像丈ヶ一尺三寸餘)

愛染明王木像(木立像丈ヶ一尺餘)

辨才天木像(木立像丈ヶ二尺餘)

毘沙門木像(木立像丈ヶ尺二寸)

○觀音堂

以前觀音、聖天、辨天三宇並び立てり、方今三間四面の土藏造

りなり、弘法大師及び愛染明王を配す。

府内備考續編に云。觀音堂内殿二間半本尊十一面山ノ手九番札所

右觀音の儀は行基菩薩の作、和州長谷寺の本尊同木同作の

尊像にて、開山秀算僧正勸請仕候、此故に東豐山新長谷寺

と申候尤前當寺内堂本尊なり。

前立觀音(木立像丈ヶ四尺餘)

相殿(木立像丈ヶ一尺)

與喜天神(木立像丈ヶ五寸)

弘法大師木像(木立像丈ヶ五寸)

寺寫(木立像丈ヶ五寸)

八寸四國八十八ヶ所伊豫國延命

寺寫(木立像丈ヶ五寸)

江戸にて五十四番札所

開山秀算僧正木像(木立像丈ヶ三尺)

木坐像丈ヶ五寸

子安地藏尊(木立像丈ヶ五寸)

如意輪觀音(木立像丈ヶ三尺)

彌陀木座像(木立像丈ヶ五寸)

聖天(木立像丈ヶ五寸)

○舊末社

往時境內の末社左の如し。

稻荷社(木立像丈ヶ四尺)

秋葉社(木立像丈ヶ五寸)

冠奥行(木立像丈ヶ四尺)

神體木像(木立像丈ヶ五寸)

三間神體木像(木立像丈ヶ五寸)

顕阿上人作日本三體の作

金立像(木立像丈ヶ五寸)

○製婆懸榎

觀音堂の傍(木立像丈ヶ五寸)

にあり。製婆懸榎といふ。

緣起に云。不動明王守護の僧に靈告有て曰く、我を供して江

戸に行、永く國家を鎮護し、廣く衆生を利益せんとなり、彼

僧尊像を負奉り、當國に赴ぬ、又當所關口の住某も同靈夢によりて足利の方へ赴けるに、中途にして行會、互に靈夢のよしを語、符節合せるを以て共に尊像を守奉り此上に至りける

況は此地藏尊像有縁の靈場なるべしとて、其より當時の領主に、彼の守護の僧、路にて失たる袈裟、榎の枝に感りて有りしを語、符節合せるを以て共に尊像を守奉り此上に至りける

邊渡石見守に達す、領主も靈像の到來を歡喜し、則此地を寄附有ければ、不日に一字を建立して本尊を安置し奉る。

江砂餘磯に、當寺の什物を數へて、榎掛製裝○牡丹茶地金唐と載せたりざれど府内備考續編に今傳へずと記せり。

○時の鐘

寺門の旁に鐘樓あり、晝夜時を報す、目白の鐘と稱す、上野淺草と其名を齊うす、樓下に番人家居す、世話人ありて之を司どれるなり、鐘の音の響く所、毎月撞鐘錢を集む。

江戸砂子(四)に云、當寺時の鐘あり。

武江年表に云、元文二年丁巳三月二十九日、目白不動尊新長

谷寺時の鐘供養撞初あり。

砂子は享保十八年板なり、既に時の鐘とあれば、元文新鑄と見る可からず。

府内備考續編(七十七)に云、いつの頃撞はじめしや詳ならず、延寶六年の江戸圖に時の鐘をつくよしをいへり。

延寶は享保前なり。

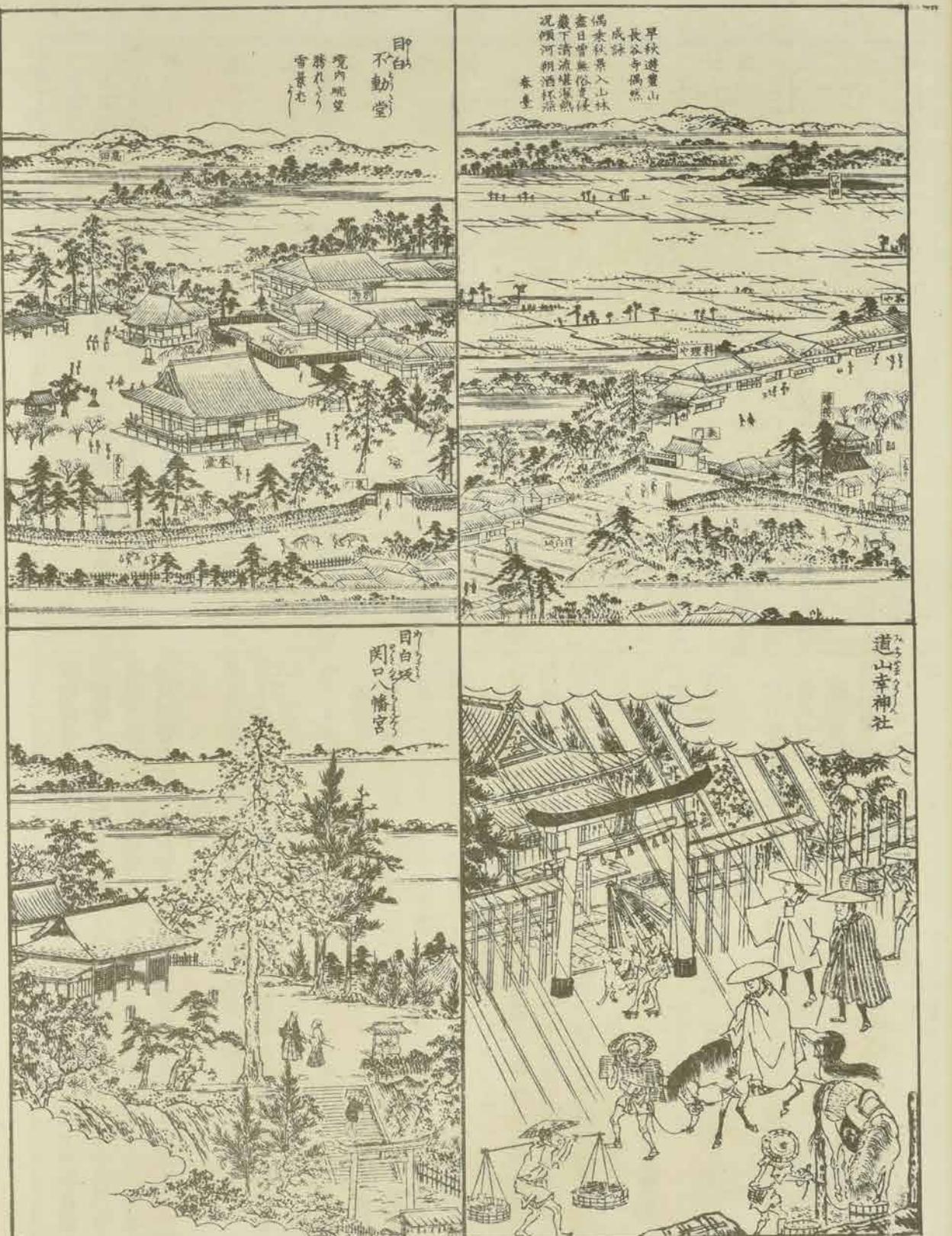
紫の一本時の鐘の條に云、赤城、不動の前より此かねつき堂へあがりて見れば、小日向の築地より駿河臺まで見え、榎木町より高田郷の田面、江戸川筋のこらす見ゆ、能き景地なり境、よく似たるも、赤城の鐘とありて、目白の鐘となし。尙續江戸砂子二六時中の鐘(上野、淺草、石町、市ヶ谷八幡、赤坂圓通寺)を數へて、目白の鐘をいはず。

江戸鹿子(貞享四年板)に云、當寺の鐘は往昔より二六時中の鯨音絶ざりしに、寶永正徳の頃怠慢せしを近年現在の法印再興あるて、古への如く晝夜おこなはず。府内備考續編(七十七)當時住職の書上に云、鐘撞堂二間四面大鐘右鐘の儀は何の時代より始り候哉、鐘にも年月相見え不申、尙又舊記にも相見え不申候、鐘の願主相州愛甲郡角田村妙清寺弟子義圓、信州高井郡更科村住越前永平寺一雄弟子一雲、梵字の下に醍醐山金剛王院前大僧正覺深謹書と鐘に相見え申候且定時料の儀は八丁四方武家方町家志次第月々相集申候、尤定時菴室表三間半奥行二間半に御座候。

○境内の舊觀

東は目白坂にして表間口十五間、北は練馬大通りに面し奥行五十九間、道路を隔てゝ武家屋敷なり、西は曾我伊豫守下屋敷地境にて四十四間三尺、南は神田上水に臨み六十四間九十二坪之を寺域となせり。表門東に面す、門外右に札所石杭、左に不動石像目印あり、門内右に門番所、定時菴室及び鐘樓堂あり、是より不動堂に至るの間、北に方りて秋葉、天神祠あり、此邊供養塔多し、西に並びて七曜、大師堂あり、不動堂は南に面し、現在の位置にあり、堂前東に水屋あり、正面に石燈籠一對及び寶篋塔一基を置く、西に自坊あり、玄關前の木戸に接して、北に地藏堂一字あり、南に聖天、觀音、辨天の三字立ち並び、旁に袈裟掛榎あり、又境内西南の一隅、自坊の庭に人丸社あり、不動堂後に裏門あり、練馬道大通りに通す、門内西の傍に門番所、左右に茶屋あり、方今此門杜絶す、又表門より不動堂に抵するの間、南の方崖に臨みて懸茶屋あり。

○舊華表



府内備考續編に云、華表、表門より半町ほど東の方坂中にあるしと、寛文江戸圖ならびに江戸雀等の書にあり、華表今はなし

○舊縣菴茶屋

南の方崖に臨む所、料理縣菴茶屋軒を並べて、日夜繁昌せり、即ち好望の地を選びて、九軒一棟、各間口二間半奥行四間、別に東に一棟二軒、西に一棟三軒、又辨天堂の邊に水茶屋二軒ありたり、是れ明治前に於ける境内の光景とす。

江戸名所咄(元祿七年板)に云、堂の前には、わびたる茶屋共あり、是より西の麓を見ふろせば田面打ひらきて、心もはれくと氣もいさぎよし、こなたのきしきはには、清き流有て、

御手洗ともいはまし、

元祿の頃には、猶わびたる茶店なりしに、

江戸名所圖會(十二)に云、此地麓には堰口の流を帶び、水流淙々として日夜絶ず、早稻田の村落、高田の森林を望み、風光の地なり、境内貨食亭多く、何れも涯に臨めり。

今や寺制を設けて、酒肉五辛を許さず、境内また一軒の懸茶屋あらず。

○廿六夜待

東都歲事記七月の條に云、二十六夜待、目白不動尊境内、西南に向て月を見るに便りあしけれど、此邊の輩は集へり。

○目白の勝景

故人十二勝、十五景を選す、此地風景絶勝なるを以てなり

○目白十二景

目白十二景は寶曆四年儒臣林信言が選ぶ所なり、

豊山曉鐘 北門寒樹 隣寺櫻花 谷口夜雨 瀑布納涼
水田插秧 日中市廊 芙蓉晴雪 山外春煙 赤城晚霞
牛宿扁舟 房州新月

○白馬臺十五景

改撰江戸志に白馬臺十五景を載す、曰く、

鶴山櫻花 城門綠樹 溪邊流雲 穂田落月 平田香稻

前林紅樹 月中望獄 江村飛雲 長谷梵宇 赤城霞色

高田叢祠 濱松鐘聲 田間一路 廉畔酒爐 堰口水碓

○大泉寺

大泉寺は關口駒井町十一番地にあり、寶國山と號す、淨土宗增

上寺末なり、住職勝田真亮、墓地は十番地にあり。

○關口水道町

(柴田市太郎寄稿)

關口水道町は東の方小日向松ヶ枝町に接し西は關口町及び牛込區鶴巻町とに隣し南は小日向町牛込區山吹町に連り北は江戸川にて界せり其形東西に延たり、番地は一より六十五に至る

○町名の起原並沿革

關口水道町はむかし廣原にて關口村の一部分にして正保の頃御料地となり貞享二年村内を裂て御府内町並と爲し武藏國豊島郡關口水道町と唱ふ明治十一年十一月二日之を小石川區に編入せり其當時は一番地より六十番地までなりしが地租改正後現今の如く五番地を増加せり但其の地域は延縮せず

當町は往時は甚だ静肅なりしが今や過半は商家櫛比して繁榮し

又關口邊は精米水車場あれば晝夜車馬の來往頻繁なり

○江戸川橋

江戸川橋は關口水道町小日向水道町の間に通する橋梁にして江戸川に架せり俗に名残り橋といふ、むかし橋畔に一休の名残りの蕪麥とて之を鬻さし者ありしより此稱ありといふ現在のものは木橋にて上に土を敷き中央に電車路を敷設し長十間幅五間あ

りて明治三十四年十一月に改造せしが明治三十八年九月に電車路を敷設せり舊橋は明治八年十一月に民費を以て架したる木製のものにて長十間幅三間あり當時の経費は金四百貳拾七圓四拾錢を要したり其以前のものは創建不詳なれど橋の名稱より案すれば江戸川の架橋中第一の古きものなるべし

○合名會社小石川銀行
小石川銀行は關口水道町十一番地に在り行主は田中平藏設立は明治三十三年三月八日にて存在時期は同五十三年三月七日とす資本金額は金參萬圓にして同拂込高も亦同じ

森川家の址は當町三十番地にあり此邊の大家なり庭前に池あり明治の初年森川家他に移轉せしより藤堂家の別邸たりしが現今は日本興業銀行理事井上辰九郎邸宅となれり

○水車場
水車場は關口水道町の川端に三箇所あり一つは關口の喫より其他は神田上水より桶にて水を通じ晝夜運轉して諸方の各米問屋へ精米を運搬す

○御小屋の原址
御小屋の原は關口水道町六十四番地なり其坪數五千九百三十坪にて明治元年四月廿一日軍務官兵器司の屬地となり製造所を建設し其後陸軍省造兵司に屬し製造所となり明治九年四月廿五日現在の小石川町に移り砲兵本廠と併合したり其の後勸農局用地となりて御小屋の原と唱び久しく原となり夜間は此所に玉乗見世物夜芝居等ありて甚だ賑なれば幾何もなく撤去し今は川崎銀行所有地となり家屋櫛比して一市街を成すに至れり

○弘法湯
弘法湯は關口水道町四十九番地にあり最も古きものなり名稱の

當町四十六番地川端に幹根喬大枝葉繁茂せし一株の榧あり其側に稻荷神社ありて此榧を以て其の神木とせり土人相傳へていふ一葉を取るも其一家病に罹ると因て人々近くものあらず然るに十數年前當町の材木商某之を購ひ遂に伐倒したり其の幹は空洞にて其中より一匹の白蛇現れて何所にか逃去れり該商人は其木にて莫大なる利益を得しむ其後今に至るまで病人の絶間なく家運大に衰へたり土人益々其の靈あるを信せりと云ふ

○高源寺

高源寺は當町五十六番地にありて長龍山と號し禪宗にして牛込音羽町七丁目に接し北は雜司ヶ谷町、關口町に隣り、西は高田老松町に連なる、高燥の地なり、町域關口町と交錯し、出入に介在せる外、率ね接壤す、町内を分ちて一番地より七十五番地とす

○位置及地勢

○關口臺町
關口臺町、南は江戸川大洗堰に臨み、東は關口駒井町、關口町

き、享保五子年十一月町方の支配となれり

府内備考(四十九)に云、町名の儀、關口村の内高場に付、臺町と相唱來候哉に奉存候、草創人の儀は關口水道町草創仕候五人の者に御座候由申侍候

明治初年細川越中守

舊宗本第

黒田豐前守

(上總久留里藩主)

柳生播

牛込山吹町鶴巻町に二條の小渠あり一を中川といひ一を加二川

といふ大雨の時は必ず出水して山吹町鶴巻町及び小石川關口

水道町小日向町小日向松ヶ枝町等一般に水害を蒙れば今回堀

割工事をなして之を疏通せんことを謀るに至れり右兩川の外に

一渠を穿つことゝし山吹町田畠埋立地より關口水道町三十番地

に至り道路の中央を通じ水車場に沿ひて江戸川に達す其長三百六十間餘幅九尺にて自下尙工事中なり

起りはむかし弘法天師諸國を修行し給ひし時此所に至り咽喉を潤さんとし持てる杖を地中に突入れば忽て清水湧出でたり現用ふる所の井水是なり寒中に入浴すれど皮膚に滲る事なし井戸になせしは七月七日よし毎年此月日を以て休業し井戸浚ひを爲すを例とす若し之を爲さゞれば清水變じて血となると云ひ傳ふ

○堀割

關口橋は江戸川橋の少しく西に在り關口水道町より小日向水道町に通する木橋なりし明治元年四月二十一日此邊軍務官の用地となりし際此所に通する道路を廢すると共に此橋も亦廢せられ現今は兩側の石垣及び橋柱の跡を存する而已安政の江戸切繪圖に關口橋と載せあるも其以前此邊に一橋殿の抱屋敷ありし故に里人はいつけう橋と稱せし何時の頃より唱び誤りしかいつけうといへり今も尙ほ此所をいつきうと稱せり

○關口橋跡

故梗本權藏は關口水道町四十番地に住し水車場を所有し當町にては届指の財産家なり氏は財を投じて善く町内の事業を補助したりしが昨三十八年二月病革りし時諸人に貸與ありし金額をば其儘與へ證券を燒きて永眠せり洵に奇特の人といふべし

○奇特人

磨守大澤城之助其他諸藩邸及士地寺地等を合併す

○景況

水神社は關口臺町廿八番地に鎮座す、即ち胸突坂の西、丘腹に位し、上水堀に面す、社頭に佗びたる水茶屋一軒及び草葺の社務所あり、石階登ること十二級にして石の鳥居を得、更に登ること十七級、登り盡す所、銀杏の老樹、逕を挾んで双立せるめり、一堆の平地、落葉滿庭、社は南向瓦葺九尺四面、一扇の額讀むに、左の文字を得たり。

○水神社

水神社は關口臺町廿八番地に鎮座す、即ち胸突坂の西、丘腹に

位し、上水堀に面す、社頭に佗びたる水茶屋一軒及び草葺の社務所あり、石階登ること十二級にして石の鳥居を得、更に登ること十七級、登り盡す所、銀杏の老樹、逕を挾んで双立せるめり、一堆の平地、落葉滿庭、社は南向瓦葺九尺四面、一扇の額讀むに、左の文字を得たり。

○三猿研

上總國石見郡

岩熊村、大野村、森宮村

社後は懸崖隆起して、雜樹叢生、以て關口の臺に連なれり。

此邊を椿山と相唱候は地名にて、椿山八幡と世俗に相唱來候

社地の儀元一續にて有之候處、元祿十五年胸突坂新道往來出来に付、御用地に相成、地所二ヶ所に相分れ、替地東の方地

續にて拜領仕候、右に付西の方宮地に相成、道より東の方社

守居宅有之候、右居宅龍隱菴など唱候へども、公邊へ書出の

唱には無御座、尤本尊安置の儀無御座候

祭禮五月十五日、水神八幡雨祭禮に御座候

鰐口

享保十一年と有之

芭蕉塚有之候

別當龍泉山洞雲寺持

山城國萬福寺末(以上戊子書上)

上水開けてより關口水門の守護神なり

江戸砂子

水神は祭神山象女神なり。

龍隱菴といふ別當此東にあり、佳景の境内なり、北辰妙見大菩薩を祭る所なり、御上水の鎮護する所、月々四節の祭禮ありける、本體は石に妙見と有由、右へ正南向なりしが、今は

方位かはりしよゝ種々住主の禍あるなど云ふ人もあり若葉

明治前、當社相殿に椿山八幡宮の勧請ありて、江戸名所圖會にも、水神社、八幡宮の二柱を擧げたりしが、今や水神一座となれり、又龍隱菴も元當社の内にて、別當の菴室なりしに、田中邸に圍ひ込まれて、全く水神のみとなりぬ。當社は氏子なく、

關口町、關口水道町にて組織せる同盟會に於て其事業の一部分として之を維持せるに過ぎず、社務所といへるも會員の集會席に外ならざるなり、祭典は毎年五月にして、今宮神社の神職來りて之を掌とれり、當日神樂の奉納あり。

龍隱菴 芭蕉菴

龍隱菴 苔蕉菴ともいへり、大洗堰の上み、關口臺町二十九番

地にありて、方今子爵田中光顯邸内に圍ひ込まる、門前に枝振而白き松あり、丘上に菴室碑あり。

新編武藏風土記稿(十六)に云、龍隱菴と稱す、俗に芭蕉菴と

も云、伊人芭蕉の塚あり、此地は丘の中腹にて古松など多く

前は上水の流を帶、田間を越て早稻田、赤城の邊まで打開け少しく勝景をなせり。

改撰江戸志に云、龍隱菴、胸突坂を隔て、東の方なり、是も洞雲寺の持にて、菴主を置て守らしひ、俳人芭蕉の塚を立て二夜なく一夜は寒しきりくす、と云句彫れり、よりて世に芭蕉菴ともいひ、又勢田の義仲寺に似たればとて五月雨塚ともいへり。

江戸名所圖會(十二)に云、龍隱菴、上水堀の端にあり、昔は真言宗にして安樂寺と號く、故ありて元祿十年丁丑黃櫻宗に改め洞雲寺の持となり洞雲寺は音羽町八丁平石和尙住持す、本尊は正觀音慈覺大師彫造といふ、菴の前には上水の流れ横たはり、南に早稻田の耕田を望み西に芙蓉の白峯を顧みる、東は暖口にして水音冷々として禪心を澄しめ、後には日白の毫輝えたり、月の夕、雪の朝の風光を又備れり、昔上水開發の頃芭蕉翁芭翁(音羽松屋芭翁七郎といひ、藤堂家の士たり、比上水掘削の時、藤堂遊はれし此地に遊ばれしにより後世其舊跡を失はん事を歎き、白東園宗瑞及び馬光などいへる俳師此地の光景江州瀬田の義仲寺に勇歸たるをもて、五月雨に隠れぬものよ瀬田の橋、といへる翁の短冊を塚に築き五月塚と號す。

胸突坂

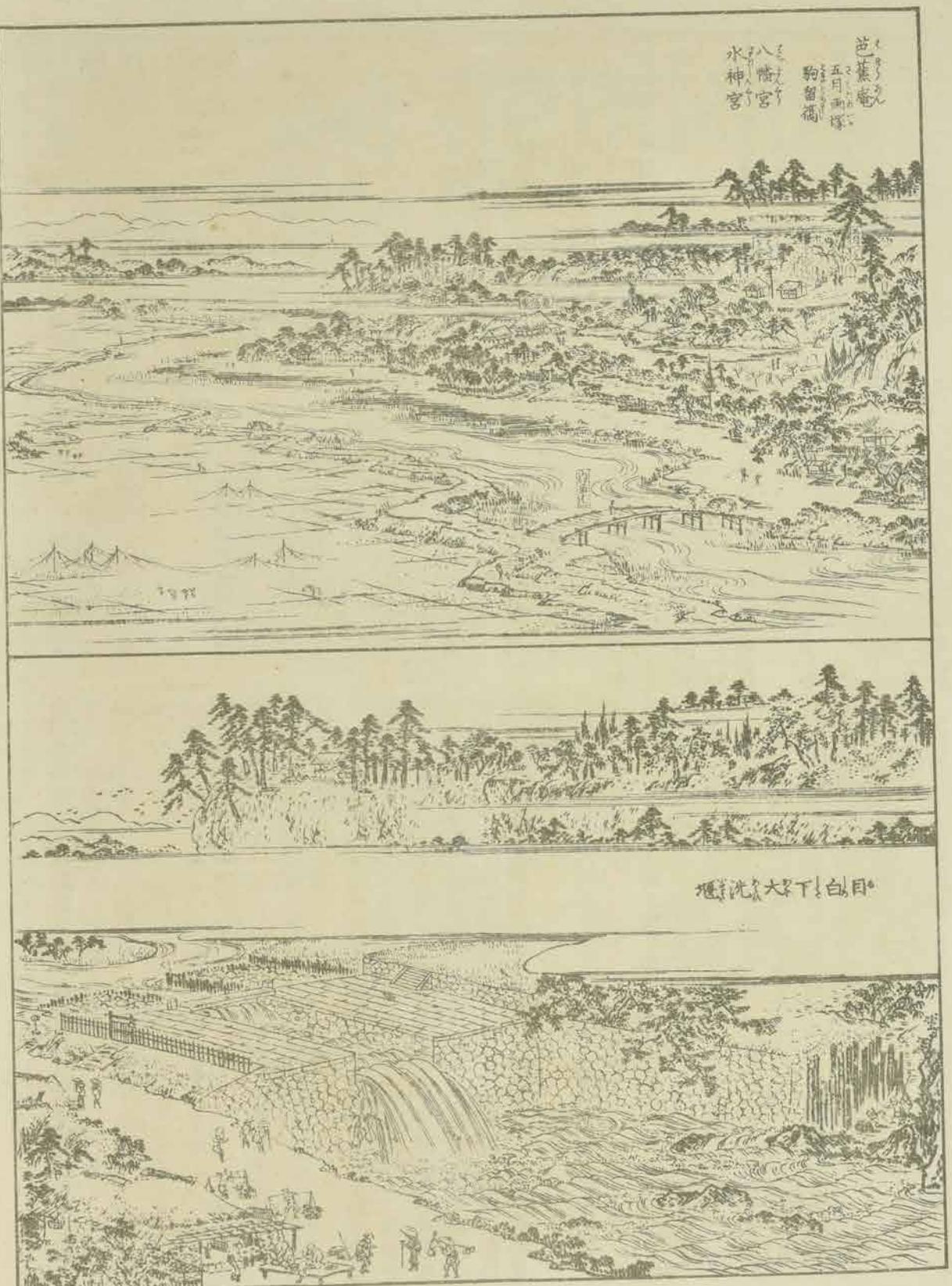
水神社の東を上水端より關口臺町へ上る坂あり、胸突坂といふ

坂路極めて急峻なり。

江戸砂子(四)に云、胸突坂、椿山の邊、府内不備考(四十八)に云、胸突坂は牛込家の屋敷の脇なり、

此坂を下れば上水のはたなり、あまりに坂のけはしくて胸をつくばかりなれば名付といふ若葉

元祿十年、水神社の境内を横貫して、開きたる坂路なり。



島密邸あり。

幸神社

幸神社は關口臺町四十六番地に續に其形を存す、即ち日白不動堂より高田老松町に通する路の左側にして、蓮華寺の墓地に接し、墓地を背にし、道路に面する叢祠是れなり、木鳥居一基、左に缺水石盤、盤に「奉納幸神宮」と鏤す、傍に櫻樹一本を植ゑ、石標を樹て「以波末の櫻」と刻しあり、祠は瓦葺間口一間奥行一間半、空祠にして同額無く幣束なく、祠を守るの家なく之を叢中に委し、又顧みず、前記の缺水石盤に因りて、漸く幸神の社たるを知る。

府内備考續編(卷三)

に云ふ、幸神宮、社地三十六坪餘除地、關口目白臺町、

右は關口臺町鎮座幸神宮社地の儀は御除地にて、往古より社地に庚申と申石塔御座候處、寛文元年の事に御座候哉、關口村の内に幸神像體其塚の處へ勧請仕候、是より其砌の神主の儀は一眞齋悴刑部幸神宮神事仕來候處、其後宮城島伊勢守悴禱朝夕相勤相續仕候。

本社九尺幣殿間口三間、二間、祭神猿田彦命(駒澤神社とも申傳候)、其由來不詳、相殿辨財天女神、妙見宮、稻荷大明神、戸隠大明神、右相殿何れも神鏡幣東計り

祭禮十月十日相祭並に正月初庚申を相祭り申候

鳥居丈ヶ一丈二尺、神木道山幸神社、一名駒澤神社、神主宮城島伊勢守

祭所猿田彦大神也、相殿神一座

求涼雜記云、祭神猿田彦命、神社啓蒙云、幸神者猿田彦命也

關口水神社、芭蕉庵の邊を總べて椿山といへり、往時椿の名所にして椿山八幡宮あり、向椿山とも呼ぶしとか。府内備考(四十八)に云、椿山は鎌倉合戰の頃、此邊へ伏勢を入れ置し事あり、其頃より椿多くありて、名も空てえけるとぞ近來黒田家東の道不通、此非人小屋を通道と成、鷺此谷に多し若葉通路の變換せるは胸突坂開創の爲なるべし、向椿山並に非人小屋の事は、江戸砂子に見ゆ。

續江戸砂子(三)に云、向椿山、上水端水神の社あり、前の橋を非人橋と云(乞食の家あるゆきの俗名なり)。

椿山、下戸塚の内高田馬場の東の方谷間なり、稻荷の社あり高田寶泉寺の持なり、此所椿の名所なり、古木の椿多し。

同書(五)雜樹部に云、椿山の椿、牛込、一本にあらず。

又、四時遊觀の條に云、椿山、牛込關口の近所、水神の社あり。

東都歲事記に云、立春より六十日頃より、關口椿山は名所なれども今少し。

此山の前後一向に椿なり、此所を向ふ椿山といふ、戸塚の内にも椿山といふあり、蓮花院と云、寶泉寺の持なり。

江戸遊覽花曆(春)に云、椿山關口の通り、上水橋を渡り右のかたへ上る坂のうへ一圓をいふ、今は七えたり。

椿山に今や椿なし、されど其石に残れり、山縣侯爵が其邸に號けて椿山莊といへるも、之れに因むなるべし。

椿坂

音羽町八丁目と同九丁目の間より西の方關口臺町へ上る坂あり椿坂といふ、近年開創する所、坂名は椿山の舊跡に因むなり、俚俗又新坂ともいへり、道幅廣く、傾斜緩なり、坂際に男爵前

音羽町八丁目との間より西の方關口臺町へ上る坂あり椿坂といふ、近年開創する所、坂名は椿山の舊跡に因むなり、俚俗又新坂ともいへり、道幅廣く、傾斜緩なり、坂際に男爵前

社傳曰鎮座年數幾歲と云事をしらず、古老の傳に云、往昔此所

は廣原の地、其時鎌倉海道の枝路也、里人皆所に住居す、人皆長者の廟と稱す、年代はるかにして其姓名を失へり、長者金駒を鑄造し是を納び、即ち塚を築き樅を植、其所に猿田彥命を安置す、幸神と奉崇敬、延寶の頃、何方となく黒駒一疋耕地に出で疾り去る、里人是を見る事數人に及ぶ、人は追々時は山谷に隠る、其谷を號して駒ヶ谷といふ、又橋の上にて其駒の行方を失ふ、ゆゑに其橋を名付て駒塚橋といふ、一朝人ありて此駒道山神社の前に寝伏すを見る、是によりて黄金駒の精と云事をしるとなり、當社神像は海中出現にして蟻巣など神體に付たり、婚姻祈願又武術君臣和合の祈願悉く納受あり、神木は樅なり新江戸志

幸神宮往古此所より下に通用の道ありしが、關口と成て道を椿山にひらき替ぬ、其前には道の方へ聳たる樅のもとに庚申塚ありしを、宮城島伊勢守の兄、音羽九丁目にありて大工の五郎兵衛とて竹田流の彫物工匠なり、親神職にて此所に小宮を作り、五郎兵衛其跡に家作して住居の家の内より樅出で見えけり、今は枯ぬ、五郎兵衛は後梶原堀の内とて飛鳥山の下に神職にて爰に亡、伊勢守其次に住す、其後今之神主なるべし、伊勢守は神通家の博識と聞えし若葉精

幸神社曰白臺に有り、何人の勧請せりと云事をしらず、若誤て此社前に少しも非禮の事あれば、發熱して惱かゝる事數度なれば、所の人大に歎き、荒神の文字を改て享保年中よりして幸神と書けるとなり、江戸裏拾

祭神猿田彦命、一説に太田命とも云江戸志ともいふ、方長云、今當社鳥居額をみるに更申幸神宮とあり江戸圖說

蓮華寺は關口臺町四十八番地にあり、泉光山と號す、日蓮宗、本門寺(鰐河富)末、萬治元戌年の起立にして、開基を開基は泉光院殿妙澄日行(徳川家綱外祖母)名むらさき女なり、朱印二十石、舊幕府の頃には、寺門榮えたりしも、今や本堂庫裡を存するに過ぎず、門牌に本門宗務院とあり、住職丹治日梁。

府内備考續編(百二十一)に云、泉光山蓮華寺、境内拜領地二千八百坪、御朱印寺領二十石、關口臺町

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

蓮華寺は關口臺町四十八番地にあり、泉光山と號す、日蓮宗、本門寺(鰐河富)末、萬治元戌年の起立にして、開基を開基は泉光院殿妙澄日行(徳川家綱外祖母)名むらさき女なり、朱印二十石、舊幕府の頃には、寺門榮えたりしも、今や本堂庫裡を存するに過ぎず、門牌に本門宗務院とあり、住職丹治日梁。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母增山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

右起立の儀は萬治元年戌(日村御年貢地)の内へ嚴有院様御外祖母増山彈正少弼正利母堂、開基日優と歸依に付、駿州より請招、一寺建立にて、毎堂法名並正利妹毛利刑部少輔室蓮華院殿妙澄日香大姉云々。

音羽町五丁目の西の方に坂あり、鐵砲坂と云ふ。新編江戸志(十)に云、鐵砲坂、私の名、三丁目より西へ上の坂、大筒鐵砲矢場在故の名なり。嘉永新編、雜司ヶ谷音羽繪圖、鐵砲サカ坂下、北側、桂林寺に接して「的場」とあり。方今坂上に吳秀三郎(關口臺田)一、電番一六五(一)あり坂下に錦亭(雜司ヶ谷町一四〇)、貸席、手輕料理、電氣風呂布設あり、坂路稍急峻にして、雨後泥濘、行歩難む。

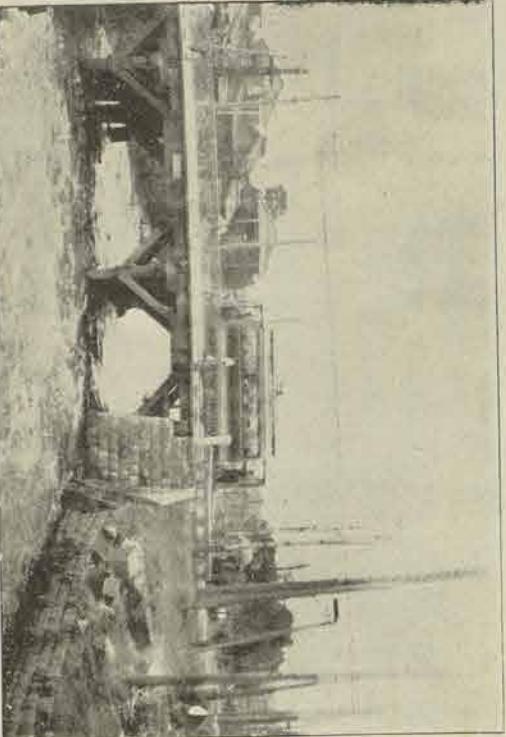
○關口町
位置及地勢
小石川關口町は小石川音羽町の西南に在りて其土地は十ヶ所に分離せること左の如く實に東京市内に於ける珍しき市街なり番地は一より二百十三に至る。

自百四十一
至百四十七
百六十
山縣家邸内
自百四十九
至百五十九
自百五十九
至百六十二
自百六十六
自百五十五
自百五十五
至百七十三
自百七十三
至百八十一
自百八十一
至百九十四
自百九十四
至二百一
自二百一
至二百十三
同五丁目六丁目之西裏
同五丁目の西裏なる鐵砲坂上南側
新坂上北側
○町名の起原並沿革
小石川關口町はもと關口村の内なり武藏風土記稿に正保の頃まで關口村と云へり土人の傳に昔此邊奥州街道にして關ありし地なれば名とすと又神田上水江戸川へ分流の爲め堰を設けられし地なれば此の名起りしならんと云々接するに後者の説に據れば天正後に村名は起りしなるべし、其の後御料地となりて享保五年頃には町並地となり、武家屋敷を置き村地にて殘れるものは關口堰の南側僅少の部分なりしなり
子爵鳥尾光居住せり
○景況
當町は概ね諸家の邸地にして寺院亦多し華族にて侯爵山縣有朋

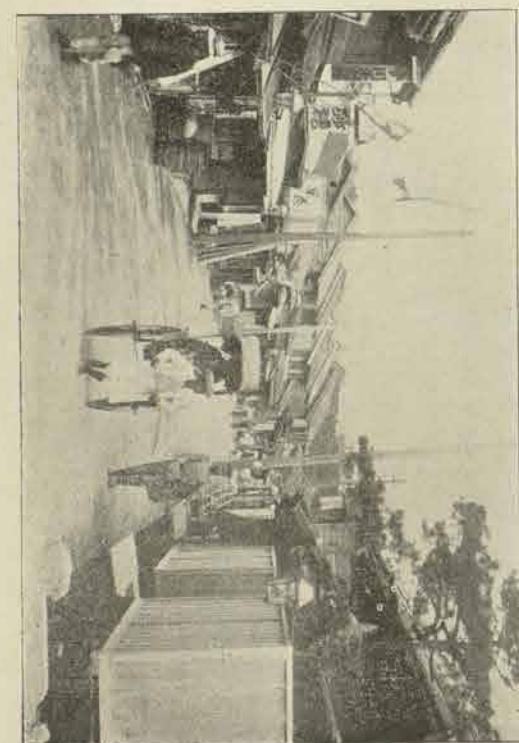
堰は神田上水と江戸川の分水口にあり大洗堰と號し里俗關口の瀧とも大瀧とも稱し此地にては有名なるものなり石にて築き長十間幅七間の内水口八尺餘たり毎年夏期には此の瀧壺にて諸人



橋原河船



橋川石小



游泳せしが溺死われば近來之れは禁止せり

●駒塚橋

駒塚橋はもと駒留橋といへり舊神田上水の素堀に架し關口の堰より少し西にあり長八間幅九尺の木橋なり架橋の初めは上水開堀當時ならん橋名に就ては種々の異説あり左に掲ぐ府内備考に云駒留橋は上水にかかる橋をいふ古來丸木橋にてやうくに渡りしが後御成の御道となりしより板橋となると丸木橋の頃此上四ツ谷の南土手下に馬を多く宿して駒込の馬市に出しける白き馬多出しけるにや目白はめ白のよし不動の門前駒井町と云ふも駒店なるよし宿せし馬度々是迄走り来る事など多ありしかども爰にては自然と止る故その名ありしと云々

東都名所記に云駒留橋とあり、此水流は神田の上水なれど玉川

の分水の落合にして山吹の里に傍て流る、故に駒とめて猶水かはん山吹の花の露をみ井出の玉川といへる古詠の意を以て號けたるとぞ又右大將賴朝公此地に陣をせられし頃雪の朝此川づたひを駒に打乗りて眺望ありしが興盡て此橋の邊より歸り給ひしより駒留橋と號くるといへり云々

武藏風土記稿に云古へ橋北に老松一株あり行客常に駒を繋し故駒繫橋と稱せしが後松も枯しより駒塚橋と呼誤れりと云々

又土人の傳へには將軍御狩の時此所に駒を留めさせ給ひ晝飯をなされしに因り駒留橋と云ひしが何時の頃より駒塚橋と呼誤りしと云

幸神社記にも駒留橋の事あり其條下をみるべし
以上記する所の如く各其の説を異にす接するに現橋名は駒塚橋と記せるが府内備考の説然るべし

八幡神社

八幡神社は關口町百六十四番地自白坂中腹左側に鎮座す門を入

●關口八幡神社

り左に礎石盤あり嘉永七年八月吉祥日と刻す梵石を踏み花崗石の鳥居あり石造の正八幡宮の舊額を扁す石段を登り又梵石を進み兩基の石燈籠を見て拜殿に達す拜殿は間口四間奥行二間奥殿は土藏造りにて壹間半四面なり拜殿の左に神樂殿あり間口二間半奥行一間半南に間口一間奥行一間半を突出す神木銀杏横ありて其幹三抱餘高さ十丈餘なり
神體は春日の作なりといふ當社を上の宮と稱す關口町關口臺町關口駒井町關口水道町等の鎮座にして祭典は毎年一月五月九月の十五日に執行す神職はむかし宮城島氏なりしが方今は菊岡岩太郎なり

●諸寺院

●養國寺關口町百六十五番地にあり目白坂の中腹正八幡神社及永泉寺の中間にあり法樹山と號し淨土宗知恩院末、本尊は阿彌陀佛なり。開山は寂譽實貞にて慶長十五成年四月本寺を創立し明治十二年に至り本堂庫裡焼失し其の後再建す門内左に礎石盤あり、武州豊島郡目白臺寶樹山養國寺鎮座御別殿尊前奉獻天下泰平國土安穩萬民快樂文化九年壬申正月十七日と刻す想ふに是は次に記す東照宮鎮座堂に奉納せしものならむ右に六尺餘の觀世音あり石造にして寛文十一年正月吉日と刻す本堂は南面にして寺門あり蟇石あり住職鈴木佐野なり

又寺内に一堂あり東照宮及香龍上人を安置す門は異にして寺門の左にあり門内左右に兩基の石燈籠あり文化五戌辰年十二月十七日と銘す又左側にも兩基あり嘉永四辛亥歲十月十五日と刻し右に礎石盤あり文政三庚辰年四月十七日と刻す堂は素木造にして三間四面瓦葺奥殿は一間半四面の土藏なり

●永泉寺關口町百六十九番地にあり目白坂の中腹左側養國寺の隣地なり關口山と號し曹洞宗四谷天龍寺末本尊聖觀世音開祖乾

界靈鵠、寛永元甲子年三月創立す寺門に秩父第二十三番音樂寺寫本尊聖觀世音と刻せる額及び關口山の額を扁す門内右に瞰石盤あり前面に巴、横面に明和乙酉年九月吉祥日と刻す本堂南面す住職は安田弘善なり

○長光寺關口町百七十一番地にあり自白坂上り口左側曰綠山と號し日蓮宗誕生寺末、本尊十界曼荼羅開祖は日英、慶長五年青木利説岡山長光の建立する所にして初め上野に創立せしに寛永に至り東収山開設に際し現今之地に移轉す本堂は素木造り瓦葺にして東面す堂前一大松樹あり其傍にニ尺餘の地藏尊を安置す石像にして洗滌の餘光澤あり一見白銀の如し門前に題目の石標あり側面に四百五拾遠忌報恩裏面に享保十六辛亥歲十月十三日建と刻せり方今の住職は佐野開眞なり

○洞雲寺關口町百七十六番地音羽町八丁目西裏音羽橋の傍にあり龍泉山と號し黃檗宗萬福寺末、本尊釋迦如來開山獨湛禪師中興平石和尙元祿十年創立寺門前に不許草鞋入山門警嚴禪師書と刻せる建石あり本堂東面す住職は毛利警嚴なり

○蓮光寺關口町百八十四番地音羽町六丁目七丁目の西裏にあり妙法山と號し日蓮宗誕生寺末本尊十界曼荼羅開祖日英創立年月不詳なれども萬治二年の石碑あれば此より以前のものなるべし門前に流るゝ石橋を渡り整石を踏み石段を登り寺門に至る門は黒塗なり金字にて妙法山の額を掲ぐ大光山廣布導師僧正日解の筆なり門の左側に一碑あり「こちら向うしろはふる」時鳥連々

明治三年甲午秋建之と刻せり門を入り石段を登れば前面に本堂あり堂前に鐘樓在り寶曆七年八月時正日鑄す婆娑教體、多在音聲、青蓮金光隨開隨生、朝々夕々、法雷恆轟、惡利無憚、天下永平」と銘せり其側に間口二間奥行三間の妙法殿あり其傍に嗽石盤あり文化二乙丑穂十月上八日と刻す又本堂の前に進齋有井先

す)あり

椿山莊

むかしは椿山^{つばきやま}と稱し椿樹多くありて名もきてへけるとぞ今も尙ほ椿樹ありて山縣家の邸内となり椿山莊と稱す神田上水の崖上に在りて風景最も好し府内備考に云椿山は鎌倉合戦の頃此邊に伏勢を入れ置し事あり云々元黒田豊前守下屋敷あり又本多丹下地及黒田五左衛門の旗本居住せり安政四年の江戸切繪圖には此所に一道を繪きあるが今は廢絶せり

○拾穗軒北村季吟翁別荘の舊地

舊地は關口町二百番地なりき「江戸名所圖會に云同所自白臺松平大炊頭候の庭中」にありといふ山の井といへるあり此翁此地に閑居て名のみを存せり併書に増山の井と稱するものは今は埋れありて著述ありし故に此名ありとぞ此邊時鳥の名所にして外よりも早しといへり云々當時翁が別荘の名を疏儀莊といへり、季吟の集に左の如く見えたり

關口てふ所に別荘を求めはべりて

住つかぬ我宿とはぬ時鳥ものあるじをしてひてやなく

季吟

翁は寛永元年甲子近江國栗太郡北村に生れ歌名めり通稱初久、拾穂軒と號す初め醫を業とし蘆葦と稱す後ち玉津島の社祝となる國學に長す安原貞室及び松永貞徳に從て俳諧を學ぶ幕府に召され始めて歌學所に補せられ再昌院法印に任せられ五百石を食む是より湖月亭と號す寶永二年乙酉三月別荘を小石川自白臺へトするに至り之を疏儀莊と名付く同年六月十五日歿す年八十ニ下谷池之端七軒町正慶寺に葬る著す所八代集抄、萬葉拾穂抄、伊勢物語拾穂抄、百人一首拾穂抄、源氏湖月抄、朗永和歌集注等あり翁は別荘に入り僅かに三閱月にて歸泉せられしは遺憾の

生の碑あり篆額は芳川顯正撰文は岡本監輔にて柳澤信大之を書せり

先生姓有井氏名範平、號進齋、阿波國德島人、父曰要藏、母武出氏、先生幼而穎悟、好讀書、受業那波鶴峰、又從小出某修算術、究其蘊奧、後入巖本贊庵翁門、專攻經史、會家道中落、授徒繼有、時年二十餘、誘振甄陶、甚得其法、成就者頗多、明治七年拜長崎師範學校教官、十四年爲陸軍參謀本部編纂課雇員、十八年拜東京府師範學校兼中學校教官、二十二年五月初八日寢疾、遂以二十二日歿于小石川西江戸川坊之儒居、享年六十、葬于音羽蓮光寺、先生天資真率、不修邊幅、容貌古樸、音吐訥澀而其中有卓然大過人者、其學主程朱、見理至精、痛排王氏、不遺餘力、自佛老諸子百家暨傳記小說稗史之類、無不兼綜旁通、善說詩、於杜少陵李義山等集多所發明、所著有論語論文史記標注等、詩文隨手散佚、存者甚少、其在官恪勤匪懈、雖祁寒暑雨、未嘗一日休日、尤厚于天倫、方下帷時蹇甚、有弟放縱、嘗負債於人、爲所督促、乃舉什器衣衾授之、唯存一龍鬚席、坐而讀書自若也、平居淡薄自甘、雖微物不敢浪費、手帕煙袋敝裂、與尊客並坐、毫不介意、而厚撫貧子弟倍叛者不忍絕之、善飲酒、醉轍罵人、人或議其疎狂、而終無大節可閉也、配由良氏、生一男一女、男曰猪太郎、余初贊翁遊、得與先生相識、而受益者最大、爾後三十餘年詩酒徵逐、率無虛月、以爲人生至樂而今若此悲哉、銘曰、噫天有命是耶非、先生棄我安乎歸、生芻一束兮、臨風歎歎、音羽之里、兮佳城崔巍

明治二十二季九月

本堂の裏側に石幹の古井戸あり二十世日海と刻せり墓域には有井進齋先生の墓及横山丸三先生の墓(嘉永七年八月十三日と刻

其丁目を起すに、護國寺を起點として一丁目二丁目と算し、南方櫻木町に至り、九丁目に盡く、是れ異例なり、凡そ市中の町並は宮城(舊江戸城)を中権として、文武百官の之に朝するが如く、秩序整然たるものあるに、音羽町に限りて否ら丈、蓋し同町が舊護國寺領にして、時の將軍綱吉の權威を以て、隸屬せしめられたるものと知らる、町内を横貫せる坦々たる道路は、昔時將軍御成の通街なり、市區改正以前に方りて、道路の堅牢なる、道幅の廣き、上野の御成街道と並び稱せられぬ、從つて地勢高低なく、東西に丘陵を受け、一條帶の如く通ず、明治後町域制定の際、多少の出入を生じ、丘陵の一部にして之に加は

れるあり。

○町名の起原並沿革

音羽町は、もと小日向、關口、雜司ヶ谷等の地なりしを、元祿十年護國寺の領となり、町家を起せしに、享保八年之を廢し、

又徳川氏より町家を再建し、其家作を奥女中の音羽といへるものに與へしより町名となれり、又一説あり。

新編江戸志(十)に云、元祿比、護國寺御建立は京清水をうつさる、ゆゑに町を音羽と名付、青柳町、櫻木町と名付、九丁の數は一條より九條までを表す、ゆゑに今宮を鎮守とするなり。此説恐らくは非なるべし。

府内備考(四十九)音羽町一丁目の書上に云、町名起立の儀は元祿中丑年八月町屋には被仰付候へども、家作人無之故、御公儀様より家作御取立有之、其後於御城に奥女中衆音羽様と申御方町屋家作御拜領有之候より右町名に相唱候由申傳、年譲渡相成候由に御座候。

尙青柳町、櫻木町の條、參照あるべし、明治以後近傍の土地其他を合併す。

○景況

一丁より九丁目を通じて概ね町家なり、三河屋(三矢伊兵衛、九ノ一七、和洋酒類卸小賣商、電番一四三九)、林屋(田中當次郎、太郎、四ノ一六、米商、電番一〇一六)、竹内商店(竹内林之助、四ノ四、紙問屋、櫻花紙本舗、電番七二)、岡田質舗(二ノ九)、瀧の湯、八百仙(二ノ五)等あり、邸宅に鳩山和夫(辯護士、七ノ十、電番三三四)、芳賀矢一(三ノ二三、電番一一八〇)あり、學校に渡邊小學校、望月小學校(四ノ一八)あり、町内に抄紙を業とするもの多し、市區改正を行はざるも、道幅既に廣く、市内

屈指の玉鉢道ながら、商況振はず、矮屋軒を列ぬれば、炎天に際して暑を避くるに由なく、行人最も苦熱を覺ゆといへり。

○今宮神社

今宮神社は音羽町九丁目二十番地に在り。當社はもと護國寺觀音堂の北位に在りしが、明治の初年神佛混淆禁止の際、此地に移轉せり。此地は方今服部坂下に鎮坐せる田中八幡宮の跡なり。九丁目の少しく東へ入れば、即ち當社にて前面に石の玉垣あり。石階四級を登れば石燈籠對峙し。石の鳥居建てり。其の背に幽仰三神德顯報三皇恩と刻す。明治十六年九月本居豊顕の題する所。正面は拜殿にて。しら木造り。凡そ三間に二間あり。五社今宮神の扁額を掲ぐ。久世長良謹書と署す。奥殿は別立して鰐木を揚げたる間と九尺許の小字なり。

江戸名所圖會護國寺の條に云。今宮神社別當所鎮守と云。天照大神宮、八幡大神。春日大明神、三部大權現五社を祭る。音羽町青柳町櫻木町の鎮守なりと云傳ふ。神官に就て聞くに五社とはいへど、總て十二柱の神を祀りしものにて。大祭は九月七日。小祭は毎月七日なり。氏子は昔時と異なることなし。

本祠の北位に淡島神、菅原神を合祀せる小字。次に日鷦神社の獨立小字あり。又日露戰役出征軍人芳名之碑とて。三十七八年役に音羽町以下三町より從軍せし者の氏名を列記せし豐碑あり。明治三十九年九月五日建る所に係る。碑頭忠勇の題書は。山縣元帥の筆なり。周圍には砲丸に鐵鎖を連ねて柵とし。碑背に神官菊池岩太郎の「幣振て花に捧げむ我心」といへる俳句を首め。有志者の歌俳を刻せり。

○不動坂

むかしは音羽町の茶屋に私娼を置きしよし。諸書に見えたる。今左に其の一を抄出すべし。
武江年表享保八年癸卯八月の條に云。音羽町九丁目青柳町家作取拂この時隱賣女ありし。野となりて鳴や音羽のくつわ蟲飛鳥川に云。音羽町九町に續ける茶屋には妓女も多く。寛政の昔云々。此頃の改りに九町の妓は追はれ云々。

寛天見聞記に云。音羽町八丁目九丁目に娼家ありしも。今は裏微して纔か残りきり見世あり。此に據りて考ふれば。八代將軍の時一旦斥攘せられしが。其の後復たいできて。天保年代水野越前守大改革の時まで存せしものならむか。
過ぎ其の境に沿ふて南流す

○小石川東青柳町

小石川東青柳町は護國寺前通りの南に在りて、東南は小石川大塚町に連り西は音羽町一丁目同二丁目の一部に界し北は大路を隔て、大塚坂下町と相對す町内を區分し一番地より三十九番地とす豊島岡の東を流るゝ溝渠は町内十七番地と十八番地の間を

文化九年秋、音羽町西裏に、上水の餘水を引て瀧を設け、玉水簾と號し、茶屋を懸けて遊覽休憩の場となし、客を招けり、一時盛りしものと見えて、江戸志並に府内備考所載の不動坂は、日白坂の謂なり。又水引元結を造る家あり。

○玉水簾

音羽町に抄紙場多し、地祇紙を製す、四丁目五丁目の邊、左右の裏屋、戸々之を業とす、南に土竈を築き、壓搾秤器を据ゑ、晴天日光に面して張板を列ね、抄紙を乾燥す、甚だ奇觀なり、又水引元結を造る家あり。

○玉水簾

文化九年秋、音羽町西裏に、上水の餘水を引て瀧を設け、玉水簾と號し、茶屋を懸けて遊覽休憩の場となし、客を招けり、一時盛りしものと見えて、江戸志並に府内備考所載の不動坂は、日白坂の謂なり。又水引元結を造る家あり。

○玉水簾

武江年表に云、文化九年壬申、此秋音羽町二丁目三丁目あたりの西の裏手に、上水の餘水を引て瀧を設け、玉水簾と號す、高一丈五六尺幅一間餘り有、左右山を作り、四時の花木を栽て、側に茶店を出し、往來の人の休み所となす、天保の始より廢たり

深山より落くる瀧の玉すだれかゝげてぞ見る水無月の空けふぞ見るこゝも音羽の音高きをわたりぬる瀧の岩浪

大岡忠相町奉行の際商店のみを撤去し同七月より寺社奉行の管理に屬す同八月農夫の家屋建設を免許され寺社奉行新地奉行の兩支配となり同十五年に至り商店の建設を再許し延享二年總て喫茶店と爲す此頃より町奉行の管理に歸せり

舊青柳町は東西百三十間餘南北十八間にて床番屋ありし今東青柳町は舊市街の外其の南部なる久貝因幡守の下屋敷菅井地半三郎、金子地深助、松風金八等の宅地を併合せしものなり

◎小石川西青柳町

◎位 置

小石川西青柳町は護國寺前通りの西位に在る小市街にして。東北は音羽町一町目の背後に接し。西南は總て雜司ヶ谷町に連り。下流町内を通過して東南に流れ。雜司ヶ谷町との境界を爲せり。

○町名の起原並沿革 小石川西青柳町は東青柳町の西位に在るを以て名く。町名の起原等は東青柳町に同し。其の區域は往昔と大變更なし。

◎弦巻川

弦巻川は源を雜司ヶ谷村ふくゆ丸池より發し。法明寺仁王門の前より田園の間を流れ。西青柳の西を經過し。音羽町の背後を経て江戸川に注ぐ。幅員凡そ九尺。音羽以南を鼠か谷下水を唱ふ。

◎松屋橋

弦巻川に架す。里俗松屋橋と唱ふれども其の故を知らず。もと駒寄しからみありて護國寺の管理なりしといふ。

◎東山稻荷神社

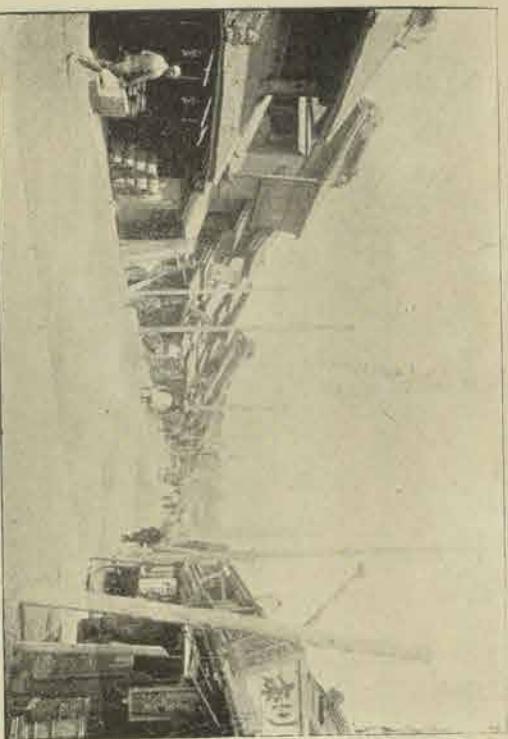
東山稻荷神社は。松屋橋の南畔に在る小祠なり。正一位東山稻

荷と書したる小幟數竿を建つ。東京郵便電信局出版の東京小

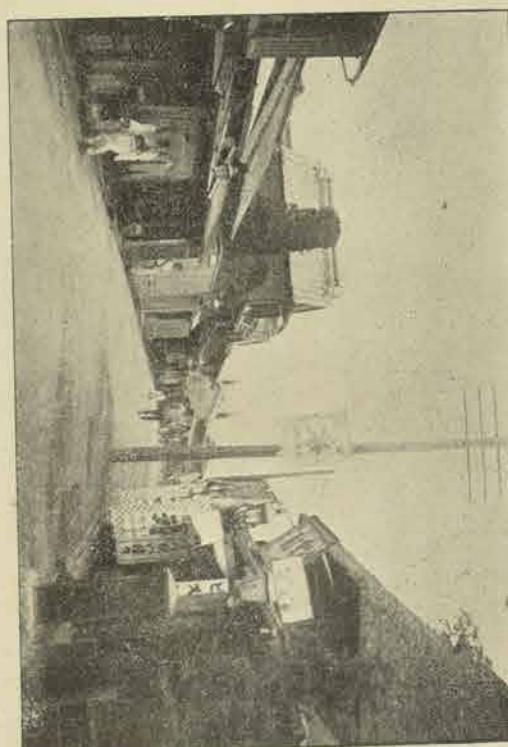
石川區全圖には記載しめらす。江戸功繪圖には。此處に子育瀬淵イナリとあり。而して東山フジ稻荷(別當真光院)といへるは西の方雜司ヶ谷村に在り。移轉せしものにや。土人に質するに詳かならず。

◎雜司ヶ谷の稱 新編武藏風土記稿雜司ヶ谷村の條に。村名の起原を記して云く雜司ヶ谷村は。古ヘ村内法明寺の雜司料なりしと。又土人の説に。元弘建武の禁中の雜士柳下若狭、長島内匠、戸張平次左衛門など云るもの。故有て當村に土着しければ。雜士ヶ谷と唱し由。其子孫今も村民に殘れりと。其後藏主ヶ谷、僧司ヶ谷、曹子ヶ谷などと區々に書しが。有德院殿(八代將軍吉宗公)御放鷹の時。雜司ヶ谷村と書へきよし命ありしより。今の字を用ひしも古き事にて小田原役帳に大田新六郎知行の内十二貫五百文江戸雜司ヶ谷中村二郎右衛門と載す。されど本書は草體なれば字畫分ちたり。二郎分とも見ゆ。正保元祿改の國圖等にも今の文字を記せり。

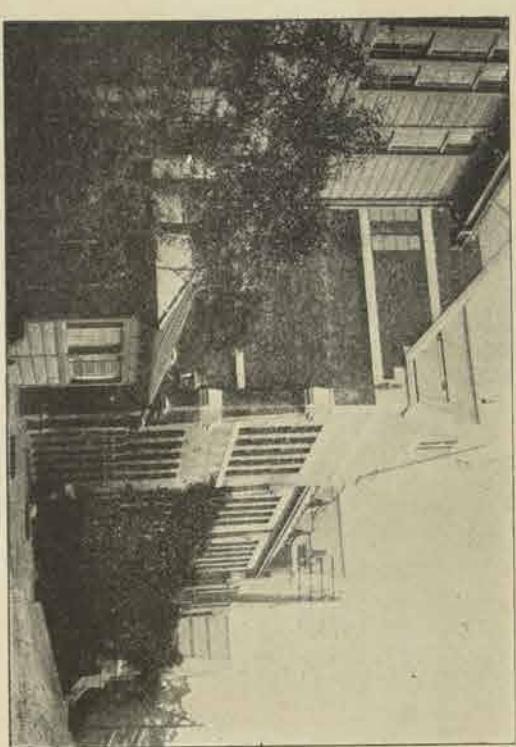
府内備考に云。町名起立之儀は。元來地名にて雜司谷村と相唱候。右は往古禁中雜式相勤居候柳下若狭、戸張平司左衛門、長島内匠杯申者。南朝に相仕へ候處。流浪仕。當所へ參り住居仕候よしにて。雜式谷と相唱候より。右之家筋當時當村方百姓に曾子谷杯向々相認候處。有德院様御成之節文字區々にて及ニ混雜候間。右混雜之雜字相用可レ申旨上意有之候由申傳候へ共。慥成義無御座候。且當所之義は寛永十八己年中 大猷院様御裏方尾州千代姫君様御母堂自證院様御靈屋領として。市谷自證院領に相成候處。其後延享三年中寺社御奉行山名因幡守様、



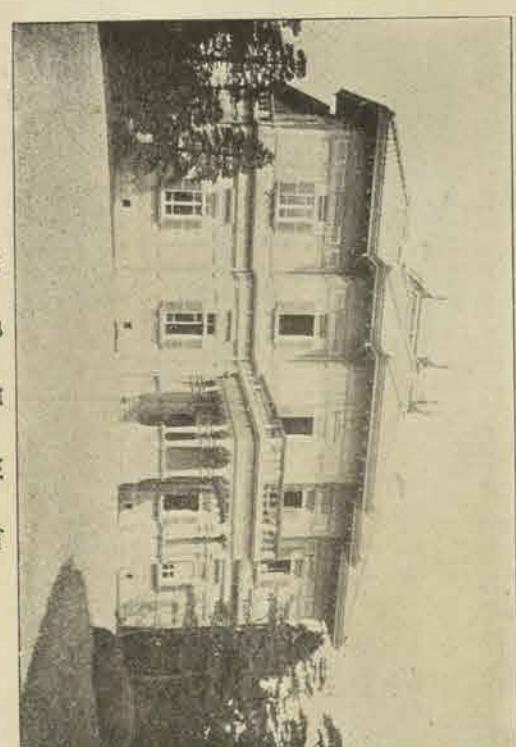
日 丁 九 羽 音



通 川 豐 田 沖



校 學 大 子 女 本 日



邸 舍 侯 三 番

町御奉行能勢肥後守様、馬場讚岐守様御勤役中。右雑司ヶ谷村之内往還附百姓町屋之分。町方御支配被仰付候。其砌より雑司ヶ谷町と相唱申候。

今按するに雑司ヶ谷の稱は。柳下氏等の居住せしより起りしならむ。家・の・谷と書家など唱へしを。後に雑司ヶ谷となりしならむ。家の谷と書き改りし例は四谷區の四谷に徵するも推判するに足れり。

柳下氏は南朝に仕へしよしなるより。法明寺境内の古松樹は楠正成關東下向の時植る所との説もいできしなるべし。雑色とは藏人所に屬して。雑役に供する者の稱なり。良家の子弟之に補す。後には中間足輕など走り使の者を稱し。雑式など書せり。

秋齋閑話一に。京都洛外を掌る雑色四人あり。兩人づゝ北方南方と分れ。昔は禁裏に屬し。藏人所小舍人雑色と號す。職原抄にも良家子補之と出たり。以て其の職業の何たるを知るべし。

◎雑司ヶ谷町

◎位置及地勢

雑司ヶ谷町は小石川區の西隅に位し。東は音羽町一丁目より五丁目の一帯に涉りて其の後背に接し。西は豊多摩郡に沿ひて伸張し。過半は弦巻川の下流を以て界とし。南は關口町・同臺町、高田老松町、高田豊川町に對し。北は西青柳町に連り。地勢は東西隅即ち弦巻川下流の沿線低く。南東の一帶は丘陵にて高燥なりとす。町内を區割して一番地より百四番地となせり。

◎町名の起原並沿革

雑司ヶ谷の稱は。別項記する所の如し。むかし戸田領と唱へ。巢鴨之庄前雑司ヶ谷庄といへり。今の雑司ヶ谷町は。舊清土村の百姓町及び武家地なり。今百二十番地邊は。松平出羽守の下屋敷にして。豊川稻荷神社前の南に通する道路は。恰も其の

中央にて明治の初年廢邸後新に開きたるものなり。但南西角の九十八番地邊は百姓家にて其の東には丹羽幸七、堀内某、田口又兵衛、小林正之助居住し次に百姓家ありて。百二十五番地の邊に菊池榮次郎の居宅あり。又八十三番地邊に矢場あり八十五番地は堀田紀伊守の下屋敷なりし。

◎清土

清土といへる地は。雑司ヶ谷の内にて西青柳町先の北側の一帯をいふ。安政四年の切繪圖には。雑司ヶ谷清土村百姓町とあり。清土或は清出又は清戸など書せり。

南朝の雑色たりし柳下氏等の居住地なりとのことなれば。賊慶に汚れざる清潔の士の土地などの義にて。かくいふにや。意味ありげなる地名なり。

◎豊川稻荷神社

豊川稻荷神社は。雑司ヶ谷町六十番地に在り。即ち鬼子母神出現所の前通りの南側六十七番地角に庚申塚あり。豊川稻荷と題せし標石を建つ。是より東に上れば。左に叢林ありて當社南面して建てり。石の鳥居盥石等あり。俗に腰掛稻荷といふ。相傳ふ。家康公嘗て出獵し此處に休憩せらる。後人因て祠を建て敬意を表す。故に此名ありと。其の位置高崖の上に在りて。北方を下瞰するに適す。休憩地には好位置なり。

◎法明寺 鬼子母神堂

法明寺並に鬼子母神堂は雑司ヶ谷町四十九番地に在り。世間謂ふ所の鬼子母神出現所なり。

法明寺の門前を西に進み。松屋橋を渡りて清土の通路に至れば北側に雑司ヶ谷鬼子母神出現所と書したる常夜燈あり。折れて北に進めば。小形の石燈籠双峙す。文化六己巳歳九月吉日と刻せり。是より境内に入れば。左に碑あり「此道に出て涼しさよ

「松の月」の句を鏽す。桃青とあれば芭蕉翁の吟ならむ。西隅に小祠あり。又奉誦自我偈一千部成就供養塔あり。文政五年五月願主了道の建る所に係る。又百度石の傍に信徒一統云々の碑あり。側面に天長地久、國土安全、日月清明、風雨順時と題せり。

三角の井は。西位の中央に在り。井幹は石製にして。明治二十八年七月の新造なり。井形は全く三角にて上より釣瓶をさげ、木製の蓋板を以て覆ひ。四柱ある草葺の屋を架せり。扁額あり。記する所左の如し。

永祿四辛酉歲不思議にも清水に星の顯るゝを見て。同年五月十六日此處を穿ち。鍬下に御本尊を得奉す。依て跡をほしの清水井と號す。此御神水にて蒙利益もの數多有之。御頂戴被成度候は。御勝手次第差上候もの也。

井の北に鈴木陽洲の「ぬは玉のやみ夜も人のたづねきてすむほしの井の水を汲らむ」と題したる碑あり。明治二十八年五月建る所。井の南には蜀山人太田翁の書したる碑あり。是には「安成の名のみのこしてうつし繪の花に香もなく鳥に音もなし」との歌を刻し。文化丁丑初秋、戸張仙里、鹽梅舍辛記、戸張佳翁とあり。

正面は鬼子母神堂にて。草葺の小堂なり。多く繪馬を掛け。東に在る草堂は法明寺にして。一見寺院に似す。殆ど民家の觀をなせり。

境内には老樹散立すれども。所謂七本杉なる者は枯れたるにや見えず。彼の弦巻川は鬼子母神堂の背後を繞りて流れ居れり。此處にある法明寺并に鬼子母神堂は。雜司ヶ谷村に在るもの、支所ともいふべきものなれば。其の詳細なる事實は他日雜司ヶ谷村本寺の條に於て記載すべし。

昔時は此處は田間にして。弦巻川の小流屈曲して其の前を過ぐ

いろく 説あれども。縁起の趣を以て證とせるなり。

桂林寺は雜司ヶ谷町百三十四番地に在り。即ち音羽町四丁目五丁目の間を西に入りし正面の高地なり。山高山と號す。臨濟宗妙心寺派。本尊は觀世音菩薩の木像、開祖は江山上人にて。享保十二年十一月の創立に係る。

鶴山は今其の地確實ならざるも。音羽町西方一帯の高地をいひしならむ。豊川稻荷社は腰掛稻荷の稱ありて。徳川家康公出獵の時休憩せられしとの説あり。彼是れ思ひ合すべし。もとは畠地にて鶴の多く居りし故にかくいふにや。

蜀山人の高田雲雀には。鶴山高田四ツや町末とのみあり。府内の時休憩せられしとの説あり。彼是れ思ひ合すべし。もとは畠地にて鶴の多く居りし故にかくいふにや。申候。南裏一圓吹上と相唱申候と見ゆ。これ文政九年丙戌の書上なり。以て参考に供すべし。

● 高田老松町

○ 位置及地勢

高田老松町は東方雜司ヶ谷町の一部と。關口町並に關口臺町に接続し。西方は總て高田豐川町に連り。南は延びて駒塚橋に通する道路に達し。而して豊多摩郡高田村に對し。北は音羽町三四丁目の間に出て、道路を隔てゝ。雜司ヶ谷町に界す。地勢は南邊を除く外極めて高燥なり。土地の區分番號は一より八十二に至る。

○ 町名の起源沿革

高田老松町は。明治の初年新に命名せし所にして。もとは高田四ツ家町と唱へたる宗參寺領、芳心院領及び細川越中守の邸地

と幕府諸士の宅地なりしなり。老松の稱は細川邸門前に老大の名松あるに據れり。

● 鶴龜松

鶴龜松は高田老松町七十六番地細川護成氏の邸前に在り。門に向ひ左なるを鶴といひ。右なるを龜と呼びしが。惜哉鶴の方は昨年遂に枯れたるを以て之を取除かれたり。龜は依然として在

り。之を仰ぐに甚だ秀美にして。同邸に一段の光彩を添るのみならず。實に此地の名物たり。町名も全く此松より起れり。方今十三の支柱にて其の大枝を撐え。周圍に柵を繞らしあり。聞く所に據れば。從來兩松に對して細川家に於ては。年々十分なる保護料を附して培養し來りしが。いかにしけむ鶴の方漸次枯衰せしかば。當時植物園より其の道に通せし諸人を招き。種々投薬せしも絶えて其の効なかりしは。實に遺憾といふべし。同家にては記念の爲め。研斷後此にて火鉢等を製作し。之を親戚故舊に分たれたりといふ。

江戸砂子續編に。江戸各地の名松を列記しあれども。此鶴龜松を逸せり。江戸名所圖會其の他の書にも見えず。蜀山人の江戸十八名松にも亦之を漏らせり。但時勢今と異なれば。諸侯邸地の松故憚りて記さゞりしならむか。明治三十一年一月一日の時事新報東京の名松と題する項に。鶴龜の松の由來を記して云。此松は小石川高田老松町細川侯爵邸表門の左右にあり。即ち圖(圖は略す)に示せる如く。左手に高く聳えたるを鶴の松と稱へ。右手に稍低く平なるを龜の松と呼ぶ。今其由來を繕ぬるに。昔一橋家の此に邸宅を設けたりし頃適々三河にありし德川家康公二葉の小松二株の一見尋常に異なるを見て之を愛し。近侍の者に引かせて。土のまゝ文籍に納め此松と共に榮えよと。遙々同邸へ送越せしものなりと言傳ふ

此に小板橋を架す。渡れば鳥居あり。三角の井は其の前面に當り。草葺の四本柱の屋蓋に注連を張り。吊瓶を垂る。其の西正面に鬼子母神の小堂あり。是も草葺なり。七本杉は其の南位にて。こゝにも注連を張り。周圍に竹柵を結び。前に標札を建つ。堂の四邊には杉其の他の樹木立し。流に枕みて孤松あり。二個の支柱を有す。光景極めて蕭條なり。江戸名所圖會雪旦の寫生圖之を徵すべし。

新編武藏風土記稿に云。星跡の清水雜司ヶ谷村の異にあり。鬼子母神出現の時。光明此邊に映せし故名付と云。下の星の井も同じ。

星の井。又云三角井。鬼子母出現の跡と云。

江戸名所圖會に。雜司ヶ谷鬼子母神出現所とありて。其の事を記して云。本淨寺より南にあり。此地を清土といふ。蒼林の中に小社あり。則雜司ヶ谷鬼子母神出現の地にして。同じ神を鎮れり。社前にある所の井泉を星の清水と號す。往古鬼子母神出現の頃。此井に星の影を顯現せし事ありし故に名づくるといへり。其井柾の形三稜なる故に土俗三角井とも字せり。

鬼子母神社小名清土にあり。前に鬼子母神出現の古跡あり。古は陸田なりしが。今は雜木繁茂せし小丘なり。大行院持。七本杉一株にて七本に分れしが。今は三本存す。各一抱計。

武江圖說に云。鬼子母神出現の本處といへるは。雜司ヶ谷と護國寺の間と江戸砂子にあるは非なり。寺傳を以てみれば。雜司谷より南音羽町と。目白雜司谷の間に。清土と云地にして。組屋敷の中に茶店一軒あり。其入口に鬼子母神出現の處と札立あり。其奥少し計入り窪き處に小宮あり。かたはらに三角の井と云あり。此處をもて本處とす。これを星跡の清水と云。弦巻川流れの下なりとぞ。今に此處より御供米を上るといへり。此外

左れば其當時之を文箱の松と命たる由なるが。松は徳川の世に打ちかちて、爾來數百年晉て緑の色を變へず。其姿一は鶴に一は龜に肖たりとて。後人之を鶴龜の松と言傳へ。地名をも老松町と稱するに至り。洵に目出度事の限りなりとて。其後寛政年間一橋大納言の女紀子が細川侯爵家に嫁したるとき。此邸をば一橋家より細川家に譲りしが。明治維新の後一度竹内節と云へる人の所有に歸したるを。明治十二年再び細川家にて購入し。新館を起して鶴龜の松と相對し。樋欄長へに後凋の色を引くといふ。

按るに時事新報記者の言は傳聞の誤りならむ。家康公の時代には御三卿たる一橋家は未だ設立しならず。一橋家は八代將軍吉宗公の第四子宗尹卿を祖とす。同卿の巢鳴にて下屋敷を賜りしは。享保二十年乙卯十月にて。一橋門内にて屋敷を賜りしは。元文四年己未九月二十三日なり。而して元祿六年の温清軒の圖には此處に「マス山ツシマ」とあり。延享五年即ち寛延元年の圖には「水石トノ」とあり。以て其の誤りなるを知るに足れり。又寛政以前老松町の稱ありし如くいへるも誤りなり。細川家に就て聞合はせしも詳ならず尙ほ再考を待つ。

●十善會寺

十善會寺は高田老松町十七番地に在り。吉祥院と稱し。百福莊嚴山と號す。古義真言宗にして。釋雲照律師留錫の精舍なり。三浦梧樓氏等の斡旋して建設せし所といふ。律師は初め新長谷寺に在りしか。明治三十八年一月以後て、に移轉せり。

●婦人ホーム

高田老松町五十番地に米國イリノイズ州生れのアーヴィング（四十七）といへる女子居住す。女子は此地（八百五十五坪）に建坪七十五坪洋風總三階の家屋を建築し。頃者之をグラックマーホ

ームと稱し。目下自費生十二人。保母志願者給費生二人。女子大學通學中の給費生五人。他校通學中の給費生二人を收容し居れり。

一當ホームには自費生と給費生との二種を收容す。自費生は當分一ヶ月拾圓にて。食糧其他一切を給す。

二給費生部は。一家の情實其他或止む事を得ざる事項の下に學資金を得る能はざる者の爲に設く。

三給費生は。二名以上の保證人を要し。學業半途にして決して退舍するを許さず。

四給費生にして若し中途退舍するが如き事あらば。入舍以來の費用を支出せしむることもあるべし。

五給費生にして目的の女學校を卒業せし上は。向ふ二ヶ年間一種の義務年限に服すべく。應分の月俸は素より支給すべし。

○高田四ツ家町の麥藁細工

高田四ツ家町は。安政四年の切繪圖に據れば。鶴龜松の右手及びヒナシ坂より雜司ヶ谷通りに出る左手の二ヶ所に在り。方今雜司谷の名物は燒鳥、餡、芭花製のみづく等なるが。もと麥藁細工の角兵衛獅子が名高かりしといふ。これは當地の孝女某の創製せしものなり。

江戸名所圖會に云。麥藁細工角兵衛獅子は。昔高田四ツ家町に住し桑といへる女子製し初たりといふ。此桑女に母一人ありしが。家貧しく孝養心のまゝならざりし事をなげき。常に雜司ヶ谷の鬼子母神へ詣し。深く此事を祈願し奉りしに。其至孝の冥慮にかなふにや有けん。寛延二年の夏麥わらを以て角兵衛獅子の形を造りそめたりしが。其頃雜司谷の鬼子母神ことに參詣多爲す。

○改革築道路

ひなし坂は當町の南西角。即ち駒塚橋の通りより北の方雜司ヶ谷に上る坂をいふ。其の路甚だ狹隘にして。小車を通ずるを得ず。僅かに一人づゝの歩を容るのみ。左右樹木等にて蔽ひ居れるならむ。此稱神田區にもあり。

●日本女子大學校

日本女子大學校は。高田豊川町十八番地に在り。本邦の女子に適實なる高等の學藝を授け。日進の社會に順應して。其天職を全ふすべき淑女を養成する所とす。明治三十三年十二月の設置にて同二十四年四月開校せり。附屬高等女學校同豊明小學同豊明幼稚園は皆此校内に在り。

授業料は。一ヶ年二十七圓五十錢なりといふ。

學科は本科及び研究科にして本科を分ちて家政、文學、教育、體操、美術、音樂、理化の七部とす。

本科修業年限三年。研究科三年以内にして。本科に入る者の爲めに普通豫備科及び英語豫備科を設く。修業年限は普通豫

備科一ヶ年英語豫備科一ヶ年とし。別に選科を置く。

●高田豊川町

位置及地勢

高田豊川町は。南西の兩面、道路を隔て、豊多摩郡に界し。東は屈曲して高田老松町と雜司ヶ谷町に接続し。北は斜に雜司ヶ谷町の一隅に對せり。地勢は南方の一部のみ低窪にして。北位は今の名に改めたるなり。豊川の稱は何に據りしや詳ならず。甚だ高し。番地は一より六十に至る。

●幽靈坂

幽靈坂は本住寺の脇より雜司ヶ谷溝土に出る坂をいふ。往來よ

の五人。修學を繼續するもの三十四人。家庭の補助者たるもの百九十七人。死亡者二人なり。又三十九年同校に入學せしものは本科（家政、國文、英文、教育）二百九十一人。豫科（普通、英文）百五十四人。高等女學校百二十六人。小學校十五人。幼稚園十五人。合計六百零一人にして。之を從來の在學生と合すれば。研究科三十三人。大學部六百九十九人。豫科百五十九人。高等女學校三百八十四人。小學校十五人。幼稚園十五人。合計千三百零五人なり。

○本住寺

本住寺は高田豊川町十四番地に在り。成就山と號す。日蓮宗本門寺の末にて。本尊は十界曼荼羅なり。日蓮聖人談經の像をも安置せり。

當寺は正嘉元年八月十三日日蓮聖人當國疫病消滅の爲め祈禱せし地にして。弘安三年八月畠山三郎を首め。近村の諸人題目堂を建立せしを起原とす。同四年正月に至り。始て成就山本住寺と公稱す。同年七月宗祖の通牒に因り。其の高弟雜司ヶ谷法明寺住職日源當寺の法務を掌ることとなり。遂に開祖となる。爾來元祿九年十月まで獨立せしが第四十二世日理の代に至り。

駿河國富士郡北山村本門寺の客末となりたりといふ。

○補遺

○德川將軍御目とまりの松

此は西江戸川町三十一番地内にありし赤松にて（今は澤伯邸）庭先より板塀を穿ち南の方へさし出で、往來の半ばを蔽ひ居たり其幹は偉大といふほどならねど枝ぶり如何にも風趣ある古木なりしかば始めて此の地を過ぐる者はぶり返りてほめ稱へざるはなかりしある年徳川十一代將軍の御鷹野御成の折にもやありけ



ん此の下を過ぎらせられ御ほめ言葉ありしとて夫より將軍御眼とまりの松と呼ばれて名木の一ともなりしに去る明治八年頃あるやんさとなき御方の葬儀の行列を妨ぐるの恐れありとて其筋の差圖ありて重なる枝を截りたしかばその後次第に衰へて遂に枯れ果てたりとなん（林經明君報）

山正令氏（陸軍三等獸醫正）現に其故居に住居しより翁埋骨の地水道端一丁目に生れ其の地に終られたる人なりしと其子孫横陶宮術の元祖として有名なる横山丸二翁は小日向武島町（今の音羽町蓮光寺なるは普ねく人の知る所なるが其故居のなほ現存せるを聞き玆に掲ぐ（林經明君報）

○横山丸二翁の故居

白山御殿は承應元年、館林宰相綱吉の居館として造営せられしこと、前編に之を細説せり、されど又異説あり、曰く、徳川二代將軍秀忠、東北諸侯郊迎の爲め之を設くと。

福地源一郎遺稿「徳川史」に云、創業の初には外様の大名を視ること、敢て臣下を以てせず、客禮を以て之を遇せられ、大藩の國主が江戸に參觀せる時には、將軍家自ら郊迎して其勞を犒ひ給へる事ともありき（品川御殿、小石川白山御殿跡、千住小菅御殿跡）等は、此郊迎の爲に設けられたる別殿の遺址なり、然るに三代將軍家光公の時に至り、斷然この例を廢し外様の大小名と雖も譜代に同じく、比しく臣禮を以て之を遇すべし、慷慨たらざる輩は歸國して兵を整へ、家光が赴き攻むるを俟てと面諭ありければ、外様の諸大名皆稽伏して臣下に列すべき旨の誓詞を上り、是よりして擧て君臣の誼を篤くせり。



の五人。修學を續續するもの三十四人。家庭の補助者によるもの一九人比の下を過ぎらせられ御まへ言葉ありしとて夫より将軍卸良

しや否や、未だ證左を得ず、小石川志料所戴正保頃の圖面には
喜多見久太夫下屋舗及百姓地ひきやうほくとあり、若し秀忠説を探らば、其
れ或は前身歟元人、白山御殿は承應元祿じょうぎょうげんろくを通じて五代將軍綱吉の居
館なり。

前編小石川原町の條に、酒井家邸内甲冑塚を記せしが、猶聞く所に據れば、同家は明治三十二年伯爵が植物園開創の際、梅林の邊に於て發掘したるものなりといへり、楕圓形の自然石に、「甲冑冢」と篆刻したる外、他に徵すべきものあらず、傍に元藤年號の庚申塔あり、今併せて邸内第六天祠の左に置きて保存せり。

甲胄家

小石川宮下町六十七番地に子育稻荷神社あり、合殿に大鳥大神を祀れり、例年十一月酉の市あり、境内に熊手商七八軒、又百間長屋の西空地に觀世物二三軒小屋掛あり、是より中仙道に出づる横町の兩側に露店を列ねて、西丸町、駕籠町、巢鴨一丁目に及ぶ、前編に巢鴨の大鳥神社と記せしは誤なり。

○西禪菴

西禪菴は惠中和尙の舊跡なり、服部坂の邊。
新編江戸志(十)に云、西禪菴、惠中和尙の舊跡、江戸砂子に來歴其所ともに不知とするす、是は服部坂の近邊にして今夕
その菴あり、鈴木昌三の遺跡にして、惠中和尙住し、其後光
瑞和尚是を住し、今は僅にその跡不絶のみなり。

儒室同 嫦墓小石川區内
名直清子師禮稱順祥江戸谷中人、享保十九甲寅年八月十二日歿年七十七
勿軒墓小石川大塚坂下町御宿昌(俗稱備者捨場)
名洪漢字孔彰稱居三郎嫗巢男、元文四己未年十月廿三日歿
同所

狂歌地形堂堅九墓	山崎氏名春方稱又次郎號栗園、文政六年四月三日歿	寺
書本目親信墓	稱左衛門本目流妻法祖也、寶永元甲申年五月三日歿年五十八	同宗本町法寺
畫村田永年墓	親親、辰墓、元文元丙辰年七月十六日歿	同
字子芳稱平人號蘭星鳳岡門人、安永十辛丑年二月三日歿	英墓	同
雲溪妻名多喜、同年五月二十四日歿年四十二	梅月墓	同
號立池庵馬場存義門人、寢政十一己未年八月三日歿	淨土宗還國寺	寺
姓中名謹字子益號永林堂稱佐兵衛以諱名、天保十四癸卯年十二月十九日歿年六十九法號中道院普教日與居士	小石川白山前町日蓮宗福相寺	寺
痴情八百屋阿七墓	小石川指谷町	寺
大志場磯五郎墓	天台宗圓乘寺	寺
資本丙酉年八月廿日死、法名本空信士、法名本理信女、同日死	淨土宗傳通院	寺
後樂園に就て	同	寺
後樂園は東京第一の名園なれば、尤も詳細に之を記述し、且つ美麗なる圖畫と、精巧なる寫眞を挿み、別に一冊として刊行すべき計畫あり、故に本編には之を記載せず。		

發行所

東京神田通新石町

東陽堂

堂

此風俗報畫告廣見を御引取て御方は

此風俗報畫告廣見を御引取て御方は

銅牌
宮内省
凱旋五二共進會
御買上の光榮を賜ふ

佛領河內博覽會

受領



竹田と華山

全冊 定價金五十五錢 郵稅金八錢

書を論するもの必ずしも畫家にあらず、然るに本書の著者は、書きに日本畫沿革史を著したる發松蘆門画伯が、押瀬の餘暇、観して竹田忠山の墳墓の地に就き、幾多希代の遺墨を観、世間未聞の逸事を探りて、細大之を錄し、而して其畫家の傳記體にあらずして、正に繪事評論の一新例を示したものなり、凡そ畫を愛するものは、必ず一讀して兩大家の見識と其技術の經典とを窺ひ、特に畫を學ぶの士は、之によりて大に發明する所なくんばあらず。苟は本書の口繪には、畫家真蹟の寫真をも掲出したられば、遠に一本を勝ひ、以て朝夕座右の師友となして可なり。

發行所 東京神田區通新石町 東陽堂支店

日本畫沿革史

全一冊

(金文字入) 定價金七十五錢
郵稅金十五錢

文部省博士横井時冬君序文 兼松齋吉郎君著
伯爵宗星石君題字 高津鐵三郎君序文
本書ハ我邦太古ヨリ徳川氏ノ末葉ニ至ル迄上下三千年之ヲ六大期ニ分テ日本畫ノ起源發達ノ次第ヲ歴史的ニ編述シタルモノナリ本書ハ又各時代ニ於ケル斯道ノ大家名手ノ詳傳ヲモ掲出シテ流派ノ本枝畫祖ノ系図ヲモ附記シタリ

須原長三君著

扶桑畫書款印集覽

天、地、定價金一圓十五錢
玄、黃、送料郵稅金六錢

全四冊

定價金七十五錢
郵稅金十五錢

蘆川さわ子編纂

名女傳

(二版)

全冊

定價金六十五錢
郵稅金八錢

本書ハ元ヨリ勤善獎學ヲ主旨トシテ又品行以外才漢、功業ニ於テモ選取シ貴顯、母賢、孝女、貞婦、名媛、才漢、卑女、漢士名媛、秦西女傑ノ九門ニ別チ總テ二百四十餘名ノ詳傳ヲ纂述セリ文字平易ニ且平價名ヲ附シ誰人ニモ解シ易ラシム

麻績斐櫻井美成君認定○大東人見、上泉語十贊助

雲井龍雄全集

全一冊

(金文字入) 定價金三十八錢
送料郵稅金六錢

東北僕人

卷首ニ師ノ肖像ヲ掲げ、卷末ニ其話傳ヲ載ス、本編ニハ詩歌ノ櫻白同孤吟一册、絶章餘闇所感述懷及ヒ書簡、繪説、陳情表、答辭書等凡テ師ノ手ニ成ルモノハ網羅漏

サズ從來流布ノ詩文集類トハ頗ル其撰ヲ異ニス

帝國圖書館司書太田三郎君著

日本隨筆索引

全一冊

(金文字入) 定價金一圓五十錢
送料郵稅金八錢

本書ハ諸書家搜索ノ利便ヲ目的トシ徒勞ノ嘆ナクシテ直チニ其ノ事項ヲ發見スルヲ期シ太田君ガ苦辛經營三年ノ日子ヲ費シ諸名賢ノ隨筆書一百六十四種ヲ收メ一萬六千條ノ件名ヲ掲げ總テ五十音ノ假名順ニヨリ排列シアレバ容易ニ其ノ出處ヲ搜り得ルコト恰モ藝中ノ採ラ採ルガ如シ寶ニ抱海波波求珠見寶ノ名手段ニシテ讀ハ此書ノ右ニ出ゲルモノナカラシ

渡邊忠孝血淚譚
須原長三君著

渡邊忠孝血淚譚
須原長三君著

渡邊忠孝血淚譚
須原長三君著

菊池容齋先生筆

◎前賢故實

(精巧木版)

至十卷全十冊帙入二套

定價上特製紙印刷裝綴精選金七圓五十錢各小包一貫目迄

製

六圓五十錢各小包一貫目迄

上

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

本編ハ元祿美人姉妹ノ大版圖ヲメ源氏蓬生、石津水、伊勢、春日三祠ノ高尚ナ

ル學林書、仕丁ノ宴、熊野、名古屋ノ優美ナル花見、魚河岸、山王祭等江戸

ノ裕ヲ發揮シタル秀逸ナルモノ數十圖ヲ挿入シタリ

文士蘇岡作太郎、平出慶次郎先生合著

○上編

自太古

至源平時代

○中下編

自鎌倉時代

至江戸時代

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

本編ハ我國社會ノ發達風俗ノ變遷ヲ詳述シタルモノニテ國家ノ組織貴賤ノ狀態宗

教ヨリ迷信ニ教育ヨリ人情ニ至リ衣食住ノ俗冠婚葬祭ノ式年中ノ行事歌舞遊園ノ

風等社會ニ顯レタル現象ハ網羅シテ遺スコトヲ別ナ章ヲ改メ叙スルニ流麗

ノ筆ヲ以テシ文ノ表シ難キ所精密ナル畫ヲ以テ之ヲ補フ

○下編

自太古

至源平時代

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

郵稅金六錢

圓

江原春夢著野口珂北校

○深祕造庭圖解

全一冊

定價

金六十錢

郵稅

金六錢

圓

各小包二百枚

上

中

下

編

金八十五錢郵稅十錢

同廿錢

錄目圖地賣發堂陽東

此を告廣見を引取御方の「風俗畫報」は御引取方の見を告廣此

北海道地形圖

券二錢御送
附次第呈ス

日本之部全八葉 定價金八錢郵稅二錢

近畿大日本鐵道線路圖

東陽堂發賣
圖書目錄郵

帝國臺灣地圖

文化七年度午に至る一百八十七年間に涉り江戸の芝居の起原は勿論狂言名題の大役者の終始名人上手の技藝匣に毎年興行、せりふ、され歌、月旦等を記載し之に高名なる畫家勝川春章、春好、春亭の画と敵面圖挿入したる美本なり
十四回弊堂其原版を得て新刷發賣せり

欽定四庫全書
卷一百一十一